

平成23年3月7日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副市長兼総務部長		北	村	和	博
市民部長		岩	田	輝	寛
産業部長		中	川		宏
建設環境部長		北	御門	敏	則
会計管理者兼会計課長		田	中	敏	男
企画課長		藤	田	洋	一郎
総務課長		中	村	博	之
財政課長		迎		和	泉
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		田	中	一	枝
税務課長		中	村	和	典
福祉事務所長		橋	村		勉
保険健康課長		栗	林	雅	彦
農林水産課長		森	田	利	明
商工観光課長		有	森	滋	樹
まちなみ建設課長		平	石	和	弘
環境下水道課長		福	岡	俊	剛
水道課長		井	手	讓	二
教育委員長		藤	家	恒	善
教育長		小	野原	利	幸
教育次長兼教育総務課長		谷	口	秀	男
生涯学習課長兼中央公民館長		有	森	弘	茂
同和対策課長兼生涯学習課参事		中	村	信	昭
農業委員会事務局長		松	浦		勉
監査委員事務局長		中	島	と	しえ
監査委員		植	松	治	彦

平成23年3月7日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第8号 鹿島市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第9号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第10号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第11号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第12号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第13号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第14号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第15号 平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第16号 平成22年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第17号 平成22年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第18号 平成22年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第19号 平成22年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第20号 字の区域の変更について（質疑、討論、採決）
- 日程第14 議員提案第1号 鹿島市議会基本条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第15 議員提案第2号 鹿島市議会委員会条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第16 議員提案第3号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。澤野事務局長。

○議会事務局長（澤野政信君）

諸般の報告をいたします。

本日、3月1日提出の議案第19号 平成22年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）、附属書類、議案第1号 平成23年度鹿島市一般会計予算、予算参考資料及び議案第14号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、説明書の一部について、お手元に配付の追加及び正誤表のとおり訂正をしたい旨、市長から議長あてに申し入れがありましたので、そのように追加、訂正していただきますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。議案第9号から議案第20号までの12議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第9号から議案第20号までの12議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 議案第8号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1. 議案第8号 鹿島市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についての審議に入ります。

去る3月1日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました議案第8号 鹿島市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長、福井正君。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

おはようございます。文教厚生産業委員長報告をさせていただきます。

3月1日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました議案第8号 鹿島市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について、3月2日、当委員会において慎重に審議いたしました。その結果を御報告いたします。

質問：対象事業について、大村市の社会福祉協議会では自殺防止対策の相談員が24時間体制で置かれているが、この事業で対象になるか。

答弁：平成21年度より国の補助事業で事業を実施している。弱者対策で対象事業となる。

質問：大村市の社協では相談員は携帯電話を持って家でも対応している。鹿島市でも検討できないか。

答弁：鹿島市では予定ない。県で自殺防止対策事業がある。県の事業を活用してもらいたい。

質問：障害者支援相談員配置事業について、障害者の相談は夜間が多い。相談員について夜間の配置を考えてもいいのではないか。

答弁：意見は承りたい。

質問：2カ年の事業で問題が解決すると思うか。3年次以降計画の見直しはあるか。効果があった場合、なかった場合の検証は必要と思うが、合意が得られる仕組みの中で実施しているとは思われるが。

答弁：障害者支援相談員配置事業、DV相談員配置事業の検証はやっている。平成24年度に検証し、必要なか、平成22年度体制でいいのか検討する。

質問：交付方法について、国の地域活性化交付金、平成22年度補正予算計上額は、概要によれば1,000億円となっているが、そのうち500億円につき第1次交付限度額を設定し、残りの500億円は、第1次交付限度額を超える地方公共団体で対策の趣旨に沿った効果が高いと認められる事業を実施しようとするものに配分となっているが、鹿島市の配分はどうなっているか。

答弁：人口や財政力指数等を算定し、鹿島市の上限額は10,060千円配置分となった。交付対象は、実施計画を策定する地方公共団体となっており、残りの500億円の追加については、鹿島市に合う事業がなく、追加は要望していない。

質問：実施予定事業の長期休業期間障害児活動支援事業、事業費216千円（年）の活動内容は。

答弁：指導員の賃金206千円、消耗品費10千円、春、夏、冬休みに週2回ボランティアグループの鹿島おもちゃ図書館コスモス文庫開催のひまわりスクールで実施。

質問：障害者支援相談員配置事業で現在の相談員は何名か。

答弁：2名。

質問：相談員は必要か。

答弁：会議、電話相談含めて、平成20年度3,082件、平成21年度3,555件あり、第5次鹿島市総合計画の中に掲げている障害者の雇用、就労の促進に向けた相談員の位置づけもある。

質問：DV相談員配置事業について、被害者はさまざまな事情で相談になかなか行かれない。アバンセでは広報活動を実施しているが、啓発活動はどのようにするのか。

答弁：相談員を配置する。関係機関と連携し、県の指導を仰ぎながら実施する。事例としては、平成20年度7件、平成21年度8件であった。

質問：その窓口はどこになるのか。

答弁：福祉事務所、県に直接相談がある場合もある。

質問：基金の運用は普通預金か定期預金か国債か。

答弁：会計課扱いになると思うが、定期預金になるのではと思っている。

以上の質疑終了後、討論・採決を行い、議案第8号は、起立全員で提案のとおり可決いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま委員長のほうから御報告をいただきましたが、事業としてとやかく言うものではございませんが、実は、この条例を制定するに当たっての総括質疑がありましたが、その後資料をいただいたんですよ、具体的な資料を。そのときこの資料をいただいていたら、そのときに質問するのが妥当だったと思いますが、後でわかりましたので、ここで質問しますので、委員長の答弁が可能かどうか定かでない部分もありますが質問したいと思います。

まず、基金条例の管理の分で、「基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。」という条文がありますが、これは具体的にどういうものか、委員長の御答弁がいただければお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

文教厚生産業委員長、福井正君。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

お答えいたします。

松尾議員、質問の意味がちょっとよくわからなかったものですから、もう一度言っていただいでよろしいでしょうか。反問権を使っているわけではございませんが。（発言する者あり）

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、再度質問させていただきますが、条例案の第3条の2項に、「基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。」という条文がありますが、具体的にどういうふうになさるのか。

○議長（橋爪 敏君）

文教厚生産業委員長、福井正君。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

その件につきましては、先ほど説明申し上げましたように、会計課が来ていなかったものですから、多分こうなるだろうということで、定期預金か普通預金になるだろうということしかそのときは聞いておりません。だから、有価証券ということになりますと国債ということになるんでしょうけれども、通常は定期預金になるんじゃないかなというふうな答えでございました。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の委員長の御答弁聞きましたが、会計課が来ていなかったから、だろうという、委員会の審議、付託された審議の中で、やっぱりこれは無責任ですね、その審議のあり方は。やっぱりそういう疑問があったならば、徹底してこうだという——会計が来ていなかったら、会計を呼んででも、私はそここのところに答えるべきだ。特に有価証券の問題では、これまでも問題、うちだけじゃないですが、いろいろあった分もありますから、そこはやっぱりちゃんとしておったほうがいいでしょうし、もし委員長が、そういう今度御答弁いただいても、ほかそれより進んだ答弁はないですから、執行部がここで答弁するのは本来ではないでしょうが、私は執行部が答弁されても、ここはやっぱりちゃんと解明したほうがいいんじゃないかと思うんですが。

○議長（橋爪 敏君）

文教厚生産業委員長、福井正君。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

お答えいたします。

先ほどお答えしたこと以上のことは、そのときはございませんでした。ただ、定期預金になることがやっぱり一番可能性として強いだろうということでもございましたので、定期預金になるものだというふうに判断いたしました。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

予測の判断だと思いますが、議長どうですか、この問題ですから、執行部がここで答弁するのじゃないと思いますが、はっきりしたところが私はあると思いますので、できたら執行部のほうから、市長でもいいですが、御答弁をいただくことをお許しいただきたいと思いますが。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、松尾議員の質問に対する取り扱いを協議いたしました。

原則は委員会の経過、委員会結果についての委員長への質問であります。今回は、市民の皆様の結果として報告したほうがよいと判断し、文教厚生産業委員会を開催し、執行部へ確認をとりました。その結果を委員長に報告いたさせます。福井委員長。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

御報告いたします。

先ほど文教厚生産業委員会を開催いたしまして、担当者をお呼びして質疑を行いました。

その答弁でございますが、基金につきましては期間が2年と短いということで、定期での運用の可能性が強いという答弁ございました。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま委員長のほうから御答弁いただきました。確かに期間が2年ということで、いろんなことは不可能だなという、私もそういう考えを持っていましたが、有価証券の利用については、これまでもいろんなところで大きな問題も起きるということもあっておりましたので、そういうことを踏まえて質問いたしましたので、そういうのがないように、大事な財源でもありますので、取り計らっていただくことをお願いしたいと思います。

これにあわせて、あとの実施予定事業に関連してもお尋ねをしたいと思いましたが、これについては補正予算のほうでもできると思いますので、この件については質問を以上で終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第8号 鹿島市住民生活に光をそそぐ基金条例の制定については、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第8号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 議案第9号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

それでは、私のほうから議案第9号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書10ページをごらんください。

今回、乳幼児の医療費の助成に加えて、乳幼児の入院に係る医療費の助成について拡充したいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、説明資料で説明いたしますので、定例会議案説明資料の1ページをごらんください。

今回の改正の要旨は、第5次鹿島市総合計画におけます乳幼児子育て支援で、従来、小学校就学前の乳幼児医療費を助成していた分を、小学生、中学生の児童の入院費まで助成を拡大するものでございます。

それに伴い、標題に「乳幼児」の後に「及び児童」を追加し、第1条においてその修正を加え、「乳幼児」から「乳幼児等」と変更するものでございます。

さらに、第2条（定義）の(2)の中で、「児童満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者のうち前号に規定する者以外の者をいう。」を追加するものでございます。

2ページをごらんください。

3条におきましても、第2項の(3)で、新たに第3号助成対象者の第2条第2号に規定する「児童の保護者」を追加するものでございます。

第4条第5項では、今回の入院費助成につきましても、自己負担金500円をお願いするものでございます。

そのほかは、追加条項に伴う条項整理でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今回、中学校までの入院費が無料になるということで非常に喜ばしいことだと思っています。乳幼児医療費の問題については、この数年間でどんどん進めていただきましたが、私は、せつかくこういう制度が進んでおりますので、入院のみでなく、通院についても無料の制度をあわせて設けていただくことが好ましいという考えを持っておりますが、この辺について、入院だけでなく、通院についての医療費の無料化の見通しというのはいかがなものか、市長お答えください。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名でございますので、お答えいたします。

こういうたぐいの改善、これはできるだけ医療費を負担される方の負担を軽減する、そのことが望ましいと思います。結論から言いますと、そういう方の負担と、一体この市が民生費として負担するということのバランスではなかろうかと思えます。もちろん、財源ということを申し上げたくはございませんが、全体の配分、バランス、そういうものを見ながら実行していくと、それに実態を十分勘案しないといけないと思っております。

今回は、そういうバランスのもとに御提案しているような形で私どもとしては対応したいと思っておりますので、その後の推移は、ある意味でせつかくここまで来たんだから、この後はしないということはないと思えますが、その効果を見きわめてから対応するということになろうかと思えますけれども。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

市長の御答弁でしないということはないという、非常に力強く感じましたので、早期にその方向に進めていただきたいと思えますが、担当課にお尋ねしますが、今回、15歳までの入院医療費無料を取り組むことで、医療費が幾らに追加されると見込まれますか。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

今のところ、全体で60人で3,000千円を予定しております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、もう1点お尋ねをいたします。

先ほど私は15歳までの通院についても無料にすべきじゃないかということで御質問いたしましたが、通院を含めて無料にしたとして、幾らぐらいの財源になるという試算をなさっていますか。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

現段階での試算は行っておりません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

どれぐらいなのか、行っていないということは、やる気がないから行っていないということだと思いますが、先ほどの市長の答弁を考えますと、それくらいは担当課としてどうなんだろうかと、ぜひ試算をしていただきたいと思います。

先ほど入院だけで3,000千円ということですから、そんなびっくりするような金額にならない、私も試算しておたらいいわけですが、担当課が持っているだろうと思ひましてやっておりますでしたが、そのお金が、財政が厳しい厳しいと言いながら、私は出てこない金額じゃないと思うんですよね。この後、一般会計の補正予算も審議するわけですが、その中を見てもみますと、例えば、この年度の補正で4億何千万円も積立金に入れるというようなお金があるわけですから、そういう中から3,000千円、10,000千円取ったって、私は子供たちの健康のためにやっていくのは当然だと思いますので、ぜひそういう立場で財源を有効に使って、さらに、この制度を伸ばしていただくということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3. 議案第10号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

議案第10号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の13ページをごらんください。

今回、医療費の助成対象などの条文を整備したいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、先ほど同様、説明資料で御説明いたしますので、定例会議案説明資料4ページをお開きください。

先ほど鹿島市乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の変更分の整備でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4．議案第11号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

議案第11号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

今回、医療費の助成対象などの条文を整備したいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、議案資料の6ページをごらんください。

先ほどの鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例と同様、鹿島市乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の変更分の整備でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5．議案第12号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第12号 平成22年度鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

今回の改正は、国民健康保険法の一部改正に伴い、条文の整備をいたすものでございます。議案書の18ページをごらんください。

18ページに条例改正の内容を示してございますが、別添の鹿島市定例会議案説明資料のほうで説明をいたしたいと思っておりますので、そちらのほうの御準備をお願いいたします。

鹿島市議会定例会議案説明資料の7ページをお開きください。

今回の条例改正の新旧対照表でございます。右が今までの条例でございます。左側が新しいものでございます。

まず、左側の第4条の「第3号」という下線部でございますが、この条文の趣旨は、被保険者としなない者ということでございます。その中に、国民健康保険施行規則第1条に新たに条文の追加がございました。その追加の内容は、入国当初から医療を受ける活動を目的として滞在する外国人については、その外国人が納付することとなる保険料に比べまして、当該外国人が受ける保険料の給付額が多額となるということが明白である。これは公的医療保険制度の適用対象になじまないというような理由でございまして、第2号が追加されましたので、左側の新しい条例では「第4号」というふうになっております。

次の下線部でございますが、ここの分につきましては、括弧書きのほうで民法第何条というふうに制定の部分を入れるべきでございましたけれども、これも若干整備の際、抜けておりましたので、今回、下線部の部分を追加するものでございます。

次に、第5条の(4)でございますが、これはもともと同じ内容ではございます。左右同じ内容でございますが、条例の準則が左のように制定されましたので、他市の条文と比較いたしまして、解釈の違いが出ないように条例の整備をいたすものでございます。この条文の内容は、70歳以上で現役並みの収入のある方に対しては、医療費の自己負担分を10分の3にするという内容でございます。

次に、第8条でございますが、先ほどの第5条で、「国民健康保険法「（以下「法」という。）」」ふうの規定いたしておりますので、法第72条となっております。

また、条文の削除により、「第72条の5」が「第72条の4」へ繰り上がったものでございます。もとの第72条の4という条文は、負担する医療費が著しく高額であるものとして、厚生労働大臣の指定を受けた市町村に国民保険の運営安定化計画の策定義務とか、いろんなペナルティーとか科せられるということになっておりますけれども、これが広域化計画等により、県が制定するものというふうになりましたので、その関連条文が削除され、同法「第72条の5」が「第72条の4」に繰り上がったものでございます。

以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今説明いただきましたが、かねがね私も疑問と申しますか、皆さんからの御不満もありますが、今、3割負担と1割負担の一部負担の、これで負担金というのは非常に1割と3割というのは違うわけですね。3割負担する人は重いと、そういう感覚はあるわけですよ。これはちょっと条文を読むのは難しいですが、具体的に10分の1負担の人もあるわけでしょう。同じね、その違いをわかりやすく説明してもらえますか。この辺にいろいろ説明は書いてありますが。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの現役並み所得者との違いでございますけれども、収入でいきますと、その世帯の収入でございますが、複数で入ってまいりますけれども、収入が5,200千円ということですね。単身者の場合は3,830千円未満の場合は、申請してもらえば1割になります。ですが、それ以上の収入を得ていらっしゃる方は、どうしても5,200千円、あるいは単身で3,830千円という収入でございますから、これは現役並みの収入であるということで3割負担をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

世帯の場合は別として、単身の場合のことでお尋ねしたいと思いますが、これは単身の場合は3,830千円以下の人は1割ということでもいいわけですが、これは本人の申告によらないとできないのか、それとも市当局から、おたくはこれでいいですよという形でいくのか、その辺はどうなんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

失礼いたしました。先ほどちょっと私の言葉が足らなかったと思います。

これは申請が必要でございます。申請して認められれば、基準額収入適用申請ということで、これが1割負担となります。今のところ鹿島市におきましては、この申請はあつていな

いという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

鹿島市によってはあっていないということですが、これは対象者がいなくてあっていないのか、そのことを十分御承知なくて申請がないのか。ということは、つまり、このことを市民の皆さんに徹底させる情報というのですか、それがどういう形かでなされているのかどうかですね。ややもすれば申請がないからということ、ああ、何もなかとかなど、ほかのいろんな問題でもありますが、知らんやったというような、そういうのというのはあるんですよ。だから、せっかくこういうことがあるわけですから、そのことをお知らせすることを徹底することは行政の責任でもあると思いますが、その辺はどうなんですか。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

この件につきましては、先ほど済みません。私がゼロ件と申しましたのは、該当者ゼロと申しましたのは3,830千円未満の場合でございます、これが合計収入5,200千円未満の方につきましては1件該当がございます。これにつきましては、うちのほうに来られた際、あるいは市報等にもすべて掲載いたしておりまして、何件か申請はあっております。ただ、収入といろんなものを勘違いされて、私はこれだけだと言われた方が、実は子供さんがこれだけあったとか、ほかの方がこれだけあったということで、それを超えてしまったといった場合がかなりありましたので、その分でだめになったという場合がございます。

また、高齢者単身世帯によれば、住民課税所得1,450千円以上3,830千円以上で、同一世帯の国保被保険者の収入合計が5,200千円と、若干5,200千円の場合は、先ほど簡単に説明いたしましたけれども、いろんな制限がございますので、市報に載せているとおり、こちらのほうに来ていただきまして申請をしていただいている方は何人もいらっしゃいます。ですが、なかなか該当する方がいらっしゃらなくて、今、該当1名ということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これで終わりにしますが、やっぱり今、国保税の問題もそうですが、医療費がなくて病院にかかれないとか、かかる回数を減らすというような人たちはたくさんいらっしゃるの事は

実なんですよね。だから、こういう制度が本当に皆さん徹底されて、その制度がある分は生かしてもらいたいという気持ちがありましたので質問をいたしましたので、その辺については市報などでお知らせもしているということではありますが、よりそういう情報の徹底というのをやっぱりやっていただくということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6. 議案第13号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

それでは、予算説明書と議案説明資料に基づき御説明をいたしますので、お手元に御準備ください。

議案書は19ページとなっております。

議案第13号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

それでは、お手元の補正予算書をごらんください。

1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に225,264千円を追加し、補正後の総額を12,822,631千円としたものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから10ページまでは今回の補正の集計表でございますが、説明は省略をさせていただきます。

11ページをお開きください。

第2表は継続費の補正でございます。

10款2項. 小学校費の鹿島小学校改築事業は、事業費の確定に伴いまして、12,048千円の減額補正を行い、補正後の総額を493,651千円といたしております。

21年度と22年度の年割額は、右のほうに掲げておるとおりでございます。

12ページをお開きください。

第3表は、諸般の事情で予算の一部を23年度へ繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。

議場整備事業以下20事業で、総額208,894千円を23年度に繰り越して執行する予定といたしております。

繰越理由等の内容につきましては、後だって御説明をいたします。

14ページをお開きください。

第4表は地方債の補正でございます。

経営体育成基盤整備以下6事業は、事業費の確定及び起債の充当率のアップに伴いまして、総額353,400千円から390,100千円へ増額補正を行うものでございます。

15ページをお開きください。

15ページから18ページは、今回の補正の事項別明細書でございます。

19ページをお開きください。

19ページからずっと飛びますが、96ページまでにつきましては、歳入歳出の今回補正の内訳となっておりますが、内容の説明につきましては、後だって別添の議案説明資料に基づき説明をいたします。

大きく飛びますが、97ページをお開きください。

97ページから104ページまでは一般会計の給与費明細でございます。補正の中に人件費の補正が含まれておりますので、その明細等について示しておるところでございます。

105ページをお開きください。

このページは継続事業に関する調書でございます。21年度から継続事業として実施をいたしております鹿島小学校改築事業の前年度の支出済額と今年度の支出見込み額及び進捗率等を調書としてまとめたものでございます。

次の106ページをお開きください。

地方債の現在高調書でございます。右端の一番下にございます9,389,366千円が今回補正後の起債の残高となります。

それでは、補正の内容について、具体的なところについて御説明をいたしますので、別冊

の議案説明資料8ページをお開きください。

8ページから10ページまでは、今回、補正の増減の比較表でございます。説明は省略をさせていただきます。

11ページをお開きください。

ここからが今回補正の歳入の概要でございますが、新規事業を中心に主なもののみを御説明いたします。

まず、市税の補正見込みでございますが、ナンバー1の個人市民税は滞納繰越分が7,000千円の増、次の法人市民税は現年課税分が25,000千円の増、固定資産税は現年課税分を20,000千円、滞納繰越分を5,000千円増額いたしております。増額の理由につきましては、右側の備考欄に掲げているとおりでございます。

ナンバー5の普通交付税は、交付税が再算定を行われまして、その決定に伴いまして、155,947千円を増額いたしております。

ナンバー6の児童福祉費国庫負担金は、保育料の徴収基準の減に伴う国庫負担金の増でございます。5,233千円を増額いたしております。

ナンバー7の子ども手当交付金は、給付実績によりまして、29,527千円を減額いたしております。

ナンバー8の安全・安心な学校づくり交付金は、事業費の確定に伴いまして、5,389千円を増額いたしております。

ナンバー9及びナンバー10のきめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金は、国の地域活性化対策として取り込まれるもので、鹿島市には2交付金合計で66,445千円が交付される見込みでございます。

12ページをお開きください。

ナンバー11の地上デジタル放送受信対策事業費補助金は、平成21年度の地域情報基盤整備事業債に対しまして、県から補助金として7,200千円が交付されるもので、新たに計上をいたしております。

ナンバー18の土地建物売払収入は、浜川河川改修工事に伴いまして、給食センター用地の一部を県に売却したもののほか2件、合計3件でございますが、6,451千円を増額いたしております。

ナンバー20及び13ページのナンバー21は、サマージャンボ、オータムジャンボ宝くじの収益金交付金が確定をいたしましたので、サマージャンボが3,115千円、オータムジャンボにつきましては6,409千円を増額いたしております。

ナンバー22の長寿・健康増進事業補助金は、高齢者のはり・きゅう助成に対し、佐賀県後期高齢者医療広域連合から補助金が交付されるもので、今回、新たに1,493千円を計上いたしております。

14ページをお開きください。

歳出の補正でございますが、歳出につきましても主なものを御説明申し上げます。

ナンバー1の一般管理経費は、特別職1名、職員1名の退職手当を39,034千円増額いたしております。

ナンバー2のきめ細かな交付金は、「きめ細かな臨時」と書いておりますが、申しわけございません。「きめ細かな交付金」です。国の補正予算に伴いまして、事業費を98,400千円計上いたしております。具体的な内容につきましては、別途御説明を申し上げます。

ナンバー3の住民生活に光をそそぐ交付金事業は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分当てられてこなかったDV対策、自殺予防等の弱者対策や消費者行政などに充てるため国で創設をされました新規事業で、10,060千円を新たに計上いたしております。今年度はこの全額を基金に積み立て、23年度、24年度の2カ年で事業実施を行うものでございます。

ナンバー4の公共施設建設基金積立は、後年度に予定をされております学校耐震化等大型公共事業に充てるため、430,000千円の積み立てを行うものでございます。

ナンバー5の減債基金積立は、歳入で御説明をいたしました。地上デジタル放送受信対策事業費の県補助金、この全額を減債基金に積み立てを行いまして、地域情報基盤整備事業債の元金償還にあわせて取り崩すもので、7,200千円を計上いたしております。

ナンバー7の子ども手当支給事業は、給付実績によりまして39,000千円を減額いたしております。

15ページのナンバー13の土地改良施設維持管理適正化事業は、事業費の確定と地域農業水利施設ストックマネジメント事業への移行により、16,771千円の減額となっております。

次の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、申請箇所数の減等によりまして、16,488千円の減額となっております。

ナンバー15の森林整備加速化・林業再生事業は、公民館新築及び改修事業が一部23年度へ変更されたため、13,980千円の減額となっております。

16ページをお開きください。

一番最後のナンバー25の予備費で、7,088千円の減額調整を行っているところでございます。

次に、17ページのきめ細かな交付金事業の御説明をいたします。

表の上のほうにございます交付金予定額56,385千円が国から鹿島市に交付される交付金の上限額でございます。

まず、ハイブリッド車購入事業につきましては、2,300千円の予算を計上いたしております。有害鳥獣被害防止対策事業に2,500千円、林道維持管理事業に4,400千円、漁港施設改修事業に4,800千円、プレミアム商品券発行事業に5,000千円、観光看板設置事業に1,900千円、

観光パンフレット作成事業に500千円、道の駅「鹿島」整備事業に5,000千円、蟻尾山公園調整池浚渫事業に10,000千円、地域密着型市道改修事業に15,000千円、市道舗装補修事業に10,000千円、住宅改修工事補助事業に10,000千円、都市下水路整備事業に5,000千円、議場整備事業に22,000千円の14事業、98,400千円を今回の補正予算で計上いたしております。

事業実施に当たりましては、市内企業への発注ができるものを優先し、予算化をいたしているところでございます。

18ページをごらんください。

住民生活に光をそそぐ交付金事業について御説明をいたします。

先ほども審議をなされましたが、この交付金の使徒は弱者対策等の事業に使用するということになっておりまして、今年度は住民生活に光をそそぐ基金に積み立てを行い、その基金を原資として、平成23年度、24年度の事業に充てるものでございます。

事業内容は、障害者、DV対策、不登校対策等の事業に利用することといたしております。参考までに、23年度の事業について、ここに掲げているとおりでございます。

19ページをごらんください。

22年度の県営事業に伴う負担金の一覧表でございますが、説明は省略をいたします。

20ページをお開きください。

23年度へ事業を繰り越す繰越明許費の内訳と繰越理由の一覧でございます。

1の議場整備事業以下14事業につきましては、きめ細かな交付金事業として、今回、3月補正を行うものでございます。それぞれ事業費の全額を23年度へ繰り越すものでございます。それ以外の事業については、個別に御説明をいたします。

3の子ども手当システム整備事業は、システム構築に不測の日数を要したため、繰り越しを行うものでございます。

7番目の漁村再生交付金事業は、百貫漁港の関係の事業でございますが、漁業者との協議に不測の日数を要したため、32,500千円のうち、22,501千円を繰り越すものでございます。

21ページの12の単独市道維持管理事業は、地元調整に不測の日数を要したために、60,000千円の事業費のうち19,747千円を、また、次の社会資本整備総合交付金事業は、国の景気対策の追加事業として12月補正でお願いしたものでございますが、工期的に無理がございますので、全額を繰り越すものでございます。

16の公園施設管理事業は、工法選定に不測の日数を要したため、事業費47,051千円のうち、19,900千円を繰り越すものでございます。

19ののごみふれあい楽習館多目的広場整備事業は、所有権移転登記に不測の日数を要したため、6,000千円のうち5,269千円を、また社会教育施設耐震診断事業は、耐震診断判定に不測の日数を要したための繰り越しでございます。

全体では20事業、208,894千円を22年度から23年度へ繰り越すものでございます。

22ページをお開きください。

市債の現在高見込みでございます。表の右から2番目の欄の一番下に9,389,366千円とございますが、これが3月補正後の起債残高の見込み額となります。その右の114,166千円は前年度との比較となっております。ここ数年は起債残高については減少をしておりましたが、行の一番下のほうにあります臨時財政対策債が大幅に伸びた影響でこのような結果となっております。

23ページは基金の状況を記載しておりますが、説明は省略をいたします。

以上で議案第13号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

2点質問をいたします。

これは新年度予算に若干かかわってくるかなと思ながらちょっと質問をしているんですけども、まず、議案説明資料の14ページ、8番の介護予防事業についてお伺いをいたします。

現在、介護予防ということでこの事業をされておられますけれども、実際、介護に係る全体的な経費というのは、この介護予防を行うことによってどれぐらい削減されているのか。これは多分広域圏ですから、市内でという具体的な数字は難しいのかもしれませんが、市内、あるいは広域圏でもよろしいですから、わかる範囲でその数字をお伺いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

徳村議員の質問にお答えいたします。

実際、この介護予防事業の効果というふうなことで数字をはじき出してほしいということでございますけれども、今のところこういった事業での試算はしておりません。

ただ、鹿島市の場合は、ほかの市町村に比べまして約一、二%介護に認定されている方が少ないと、介護にかかっていらっしゃる方が少ないというふうにお考えいただければ、この程度の効力があっているのかというふうには思っておりますが、他の市町村も同じようにこういった介護予防事業を行っておりますので、具体的にどれぐらいというのは、もう一度広域圏と相談しまして、きちんと積算をしないとわからないという状態でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

実際にこの事業というのは、介護に係る費用を全体的に削減するというのが前提でこの介護予防をやっているわけですから、その数字がわからない状況だと、実際、この事業を何のためにやっているのかという根本が崩れてくるような気がいたします。ですから、これは広域圏でもそうですけれども、実際、市の中でもどれぐらい効果があっているのかという数字ぐらいをはじき出さないと、介護予防の意味が今度は根本から崩れていくような気がいたします。ですから、この数字が例えば多くても、介護に係る費用が少なく削減できているという状況であればどんどん推進をしていけばいいと思うんですけれども、これをやって介護費用までふえてくるということになると、この介護予防が一体何なのかということになってきますから、ぜひこの部分の数字だけはきちっと抑えていただいて、後からでもいいですから、この数字は出していただくようお願いをしておきます。よろしいですか。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

この数字につきましては、介護保険事務所と相談しまして、できるだけ数字を出してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

わかりました。ぜひできるだけ正確な数字をお願いをしたいと思います。

次に、教育総務関連でちょっと質問いたします。これは福祉事務所の所掌じゃないかなと思いますけれども、その関連でちょっと質問させていただきます。

学童保育のことなんですけれども、鹿島小学校の新年度の学童保育の申込者数が非常に多いということをお伺いいたしました。その人数が、今の建物ではちょっと入り切れない人数になってきているということをお伺いしましたけれども、現在、何人ぐらいの申し込み状況があっているのか、お伺いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

鹿島市の放課後児童クラブの鹿島小学校わんぱくクラブの分ですけれども、現在のところ78人ということで聞いておりますけれども、最近の情勢としては増加傾向と聞いています。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

一昨年ですか、あの建物をつくっていただきましたけれども、あの建物に入る人数というのが多分決まっているんじゃないかというふうな気がいたしますけれども、何人が限度ですか。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

学童保育については基準の面積というのはございませんけれども、従来、保育指針の中で5、6歳児の所定の面積で割り戻しますと、66人程度ということになっております。今現在、国のほうで学童保育についても基準面積を策定中ということで情報が入っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

となりますと、先ほど78人プラス増加傾向があるということでございますから、単純に今現在でも12人ぐらいはオーバーしているということになりますね。これが80人をもし超えてきたとしますと、建物はきゅうきゅうになってしまいますね。その場合は小学校内の建物を使うとか、そういった計画はありますか。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

新年度、23年度スタート時の人数を見ながら考えなければならないことだとは思っております。

ただ、今のところ、そこまで学校との調整はまだ行っておりません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

まず、この人数の問題ありますからね、今、3月の頭ですから、多分まだ3月いっぱい募集をされると思いますから、今現在でこの人数ということであれば、間違いなく80名は超えてくるだろうというふうに予想されます。ですから、そうなりますと、別の部屋が必ず確保されないと大変厳しくなるんじゃないかなという気がいたしますので、この点についてはぜひよろしく願いしておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

1点だけ、この議案の説明資料のほうでお尋ねをいたしておきたい点がございます。

21ページのところに、一般会計の繰越明許費財源内訳及び繰越理由ということで一覧表として、20項目の事業について、その内訳並びに理由を記述してあります。その中の21ページの12番に該当いたします8款、土木費の道路橋りょう費の単独市道維持管理事業60,000千円の予算に対して、翌年度に19,747千円が繰越明許として計上をされておりますが、その理由が、地元調整に不測の日数を要したということで記述をされております。

そこでお尋ねしたいのは、どこの何の事業工事なのか。

何でこういうふうなお尋ねを私がいたすかと申しますと、単独事業というのは、普通、なかなか公共工事として採択されにくい、どうしても地元の強い要望、あるいはあらゆる面から行政が参酌してもその要望にこたえなければならない、そういう要素を持った工種が多い部門だろうと思っております。単独工事で翌年度に繰り越すというのは、よほどの理由があるからこそされているのではないかと、一般的にそういうふうなとらえ方をいたすものでございまして、その理由について説明をいただきたいと、このように思うわけです。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

単独市道維持管理事業の繰越事業について御説明をいたします。

箇所数といたしましては3カ所でございます。乙丸～吹上線、これは鹿島市の休日こどもクリニックのところですね。あそこ市道なんですけれども、あれから城内に入っていくところの市道、その部分の路肩の改良工事でございます。2つ目は竜宿浦の路肩改良工事ということで、竜宿浦のJR下、水路の部分、路肩改良というところでございます。もう1カ所が、これは日当山線路肩改良工事、長野の集落になりますけれども、日当山でございます。場所としては以上でございます。

理由でございますけれども、21ページのほうに繰越理由といたしましては、地元調整に不測の日数を要したということで掲げておりますけれども、地元要望に対して、実は21年度から22年度まで国の経済対策を活用しまして、21年度、22年の3月の補正で60,000千円、それから、22年度と同じく経済対策の2期で60,000千円ということで、120,000千円の単独での地元要望でき得る事業予算を計上いたしました。それで、大体箇所数といたしましては、要望の数にいたしまして42要望をおかげさまで取り組むことができました。結果的に、この3カ所につきましては3月までの完了ができないということで、地元調整、それから、JRとの調整協議、そういったこともあります。地元調整の中身につきましては、どうしても用水の関係がございまして、そこらあたりの用排水の処理の仕方、そういった部分についていろんな詰めが必要であった。したがって、工期の着工が42要望の中で遅くなってしまったというのが状況でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

説明については理解をいたします。

ただ、国の緊急経済対策ということから、行政主導の形で事業箇所の選択をされて、恐らく積年の要望箇所の中から42事業を担当課を中心にされてきたものというふうには思うんですけど、従来、こういうふうなことを先代の市政ころは言われておりました。公共工事にしろ、単独にしろ、地元の同意を取りつけてくださいということで、全地権者、あるいは家屋に影響、要するに家屋補償等、立木補償等、そういうものが伴うものについても、そういう全権利者ですか、こうしたものの同意を、印鑑を押してとってくれということを私の行成区の事業についても言われたことがあります。33地権者がおられまして、30地権者からの了解は得ましたけど、あと3地権者の了解が得られなかったことを理由に、その事業が採択をされていないという経過があります。

そういった点で、これは緊急経済対策という観点で、緊急に事業採択を行政のほうで主導してやったといういきさつもありますので、理解できないわけではございませんけれども、そうしたやはり地元の積年の要望があるならあるなりに、事前から、今、行成の例を申しま

したけど、これ行成の例だけではないと思います。すべてそういうふうな方針で当ててこられたと思いますので、そういった点では、単独事業にしろ、公共工事にしろ、積年の要望事項が積み重なって市の行政のほうで持たれておると、ストックをされておるということであれば、やっぱりそういう整備がついたものについて事業採択をしていくという基本的な採択基準というのは平等を期していただかなければ、こういうときにひっかかっておりますと、しかも単独事業ですと言われては、採択をされていない地域からすれば問題が残ります、不満が。そういうふうな印象を強く持ちましたので、今、ここにあって立って質疑をいたしているところでございますが、その件に関して担当課長並びに部長の所見を賜っておきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

お答えいたします。

今回の3本の繰り越しにつきましては、基本的に9月議会の補正でお願いをした分でございます。

それで、先ほど課長のほうから申しましたように、3本繰り越しをするわけですが、もう少し具体的に申し上げますと、1本は、JRとの協議が必要ということで我々としては思っていたわけですが、これがJRと現場立ち会いをした結果、そういう必要がないというふうなことでございましたので、今回、お願いをするということです。

それともう1点は、用地の提供等ございまして、それが若干時間を要したので、繰り越しをせざるを得なかったということでございます。

もう1つは、緊急経済対策ですので、60,000千円、我々としてはできるだけ使い切ろうというふうなことで、これ9月の補正のときに13本トータルで発注をしたわけですが、その中で執行残等々を見ながら、そして設計をして発注していくというふうなことになりましたので、最終的に2月ぐらいまで様子を見らざるを得なかったというふうなこともございまして、3本の繰り越しを実施したというようなことでございます。

それと、用地につきましては、確かに公共事業につきましては単独補助対象含めて用地の買収、用地交渉が進めば、ほぼその公共事業、8割、9割はもう済んだと、進捗状況が8割、9割と聞いていいんじゃないかなというふうに我々としては認識をいたしておりますけれども、単独事業であっても、補助対象事業であっても、やっぱり用地をお願いするということになれば、長年の期間というのが当然必要になってくるというふうなことは我々としても認識をいたしておりますので、そういう緊急かつこれまでの問題、課題あるところについては、日ごろから絶対必要であるというところについては、用地交渉等についてはずっとお願いをしておったり、地域の方々との話し合いというのは当然持つておくべきだろうというふうに

思っております。

ただ、今回については緊急的なことでしたので、できるだけそのようなところは除かざるを得なかったというのは正直なところであります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

要望を最後に申し上げておきます。

扱いは公平に、各地域、あるいは路線、そういうものに不信なり不公平感を持たせるような行政の執行がないようお願いをしたいというのが大きな私の発言のねらいですので、そこはしっかり担当課並びにこうした事業を取り組む課については意を配して今後も対応をお願いしたいと思います。

なお、この緊急経済対策というのは、あくまでも緊急経済対策でございまして、市の経済に資するために、とにかく中央が財源を交付して、早くその執行をやって地域経済に結びつけてほしいと、そういうねらいがありますので、工事の本体そのものもございしますが、この経済対策のために60,000千円の2カ年、120,000千円執行されるということは、私はもろ手を挙げて賛成いたしておりますし、さらに、もう少しでも要求ができなかったのかという思いを持つぐらいの気持ちがございますので、そういった点で私が今発言しているのは、ブレーキをかけているわけではございません。そこは十分ひとつ理解をさせていただいて、今後とも積極的な対応をお願いいたしておきたいと、このように思っております。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ここで、14番議員の議案第12号の質疑に対して当局から追加答弁の申し出がっておりますので、これを許します。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

先ほどの松尾征子議員の質問に対しまして、現役並み所得者に対する部分でございしますが、数字を忘れておりましたので、つけ加えさせていただきます。

基本的に74歳から70歳までの方は1,359人、国保いらっしやいまして、1割負担の方が

1,322人いらっしゃいます。37人の方が先ほど言いました現役並み所得者に該当する方でございます。その方たちも毎年1回、高齢者受給証を配布いたしておりますので、その際にもう一度計算をし直しまして、果たしてちゃんとこれで該当するかしらないかの判定をさせていただいているわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

議案審議を続けます。

議案第13号に対する質疑ありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、ただいま審議されております一般会計の補正予算について、質問を何点かしていきたいと思っております。

今回の補正を見ますと、民生費とか、それから農林水産費が大きく減額というのですかね、なっている。例えば、民生費が56,000千円、農水費が74,000千円とかいう数字がマイナスで出ておりますが、私は今市民の暮らしぶりを見ておりますときに、どういう形で残ってきているか、いろいろ見ますと事業残だとかなんかもありますが、こういうお金をもっと手だてをしていく必要があったんじゃないかなというような感じで見ております。

ちょっと細かく1つずつ触れていきたいと思っておりますが、まず民生費の56ページですね。その中の委託料の介護予防事業委託料というのが16,500千円の減になっていますね。この減になった要因は何だったのか、お答えください。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

この減でございますけれども、もともとこの予算の配分の仕方でございますが、介護保険事務所が全体的な高齢化率及び人口等において振り分けて、介護予防事業にこれだけ必要だろうというふうに振り分けたものでございます。

鹿島市は、先ほどちょっとお答えしましたけれども、若干介護の認定率とかが低うございます。そこで、介護予防という部分につきましては精いっぱいやっておりますけれども、なかなか該当する方がですね。この調査もやっております、もちろん。やっておりますが、該当部分が少なかったということで今回お返ししているものでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま介護の認定率が鹿島市は低いのでその分要らなかったというね、そういう、そう

でしょう。介護を受ける人ということは、少なくてもいいということに理解していいわけでしょう。ちょっともう一度。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

ちょっと済みません、私が言葉足らずでございました。

介護の認定率のほうはですね、認定率というか、介護になっている方が少のうございます。ただ、介護予防は一生懸命やっております。ですから、介護予防と介護とはちょっとまた別のものというふうにお考えいただいて、介護予防と申しますのはデイケアとか、いろんな不自由な方、いわゆるもうちょっとで介護に該当しそうな方のお掃除のお手伝い、それから、いわゆる食生活の改善とか、それから、お昼、吹上荘とかに行かれて皆さんと一緒に運動をしたりお話をしたりする、そういったものでございます。目いっぱい受けていただいております。それが、この予算の配分の仕方が、鹿島市の人口と高齢化率等で判断されておりますので、ちょっと多目に来ているという形になっております。これを目いっぱい使うといたしましても、こういったメニューは決まっておりますので、これ以上のことができなかつたということで今回減額をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の御説明にありましたが、現実的には行きたいけれども行けない、ぎりぎりの人たちというのは結構いらっしゃるんですね。私はこのあり方、介護予防事業のあり方についてももう少し見直す必要があるんじゃないかなという気がするんですね。結局、これはあれでしょう、認定をされていないぎりぎりの人たちが行くわけでしょう。本当にそういう人はいっぱいあるんですね。

特に今、介護認定のあり方を見ますと、もう明らかにこの人は認定を受けていいと。支援、要支援はともかくとして、該当するんじゃないかというようなぎりぎりの人もたくさんあるけれども、なかなかそこまでいってないというような人もいっぱいあるわけですね。そういう面からいきますと、今皆さん方がもっとやっぱり、ぎりぎりの人たちが行けるようなあり方というのですかね、取り扱いの仕方というのをもう一度、1から見直しながら、せつかくこういうお金があるわけで余らせているわけですから、十分に利用できるような体制をとる必要があるんじゃないかなという気がするんですね。

例えば、1週間に1回しか行けないという人もありますね、認定されていない人で、ぎりぎりの人でね。そういうのもありますが、やっぱりひとり暮らしの人で、もっと1週間に2

回も3回も行きたいという人もあるわけですから、そういう人たちが十分に利用できるような体制はやっぱりとれないもんですかね。限度があるということで今制限されていますが、その辺どうなんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

先ほど介護予防事業ということで、メニュー的には生きがいデイサービス、内容といたしましては外出機会の確保、閉じこもり防止のためのデイサービス、通所介護と呼ばれる部分ですね。それから、施設では健康管理やレクリエーションを行っております。また、運動等も行って介護防止に努めております。これにつきましては送迎がございまして、昼食があって、入浴は一本柿荘だけですけれども、こういったサービスはございます。基本料金といたしましては500円、送迎200円、入浴200円ということで、1日900円かかるということになります。これは実費でございます。実際にそれが一本柿荘と、それからJAと、七浦の干潟ヶ丘と3つ施設ございますけれども、年間6,148件の御利用がっております。

そのほかに食生活改善ということで、ひとり暮らしの高齢者を対象に地区公民館等で会食会を行っております。あわせて食生活の指導や講習会、健康に関する講演なども行っております。これは利用料金なしで行っております。これは鹿島市社協のほうで行っていただいておりますが、228回開催いたしまして4,653人程度の人が参加していただいているということでございます。

そのほかに当然口の動きが介護に近くなると、要するにそしゃくの力が弱くなればですね。こういったことで口腔運動教室とか、それから水中運動教室、運動機能の向上のためでございます。それから、さらにいろんな教室も行っているところでございます。これは非常に専門的なものでございますので、ゆうあいさんとか、サンテとか、口腔運動機能につきましては歯科医師会のほうで行ってもらっていますが、基本的に今のところ希望者、一本柿荘のほうもかなり希望者をふやしてくださいということでお話がございましたけれども、大体これ以上は余らないというふうにお伺いいたしておりますが、あるということであれば、こちらのほうでももう一回調査をし直したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今おっしゃったように、非常にいいんですね、制度を活用されればいいわけですね。ただ、せっかくそういうのがあるにもかかわらず、十分に活用できない状況の人もあるんで

すよね。

例えば、1回900円です。900円はね。ああ、900円ぐらいでよかないというね、ふろにも入って、御飯も食べてということになるとと思いますが、本当その900円をね、やっぱり1週間に一遍、4回行って四九、3,600円でしょう。それがやっぱり大変な人もいっぱいいるんですよ、本当に。まさかとおっしゃる方あるかわかりませんが、現にそうなんです。だから、そういう人たちも十分に利用できるような体制。

例えば、基準はあるでしょうけれども、900円をもう少し安くしてでも皆さんが行けるように、ひとり暮らしもちろんですが、家族があっても昼間は全くひとり暮らしと同じ状況の家庭もありますし、そういう人たち、財政的にある程度の年金でもらっている人は何とかなるかもわかりませんが、その中で毎日の暮らしさえ本当にままならないような人もあるわけで、そういう人ほどこういうところに行って、例えば食事にしたって、みずからでやるときには十分な栄養の補給もできない状況の人が、1週間に一遍その辺に行くことによって、ある程度の栄養の補給もできるというような、そういう裏面もあるわけですよ。

だから、そういういろんな面から考えて、こういう予算があるのなら、これは恐らく上からも来ているので、うちだけじゃできない部分もあるかもわかりませんが、それはそれとして、鹿島市が独自に拾いながらも十分に、せつかくの制度を運用できるような体制を私はこれからとるべきだと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

先ほどの質問についてお答えさせていただきます。

確かにいろんな面で、ある程度の調査をこちらのほうでさせていただきます。だれでもいいかというふうなことでございますと、そうではございません。

ただ、やはり私どもの目の届かないところで、施設がどうしてもこの方は入りたいと。あるいは、この方は私どもが知っている限りは、非常に家の中では孤独な方なんだといったような訴えがございます。こういう方につきましては施設のほうから、さらに施設の意見として、この方はぜひと。ほかのところでは該当しない、例えば家族と一緒に暮らしていらっしゃるけれども、施設が見る限りは家の中でも孤独であると、こういった方につきましては、施設の意見でこれを付していただきまして、審査の対象にさせていただき、なるべく認定するよという形をとっておりますので、この認定については施設の意見というもの、現場の意見が非常に反映されているとは思っております。

ただ、額的な問題でございますけれども、これを下回りますと、非常に額がぎりぎりの線です。これ下回らなければ、ちょっと運営上、難しくなってくるというのが各施設様の意見でございました。そういうことでございますの

で、まことに申しわけございません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ここで解決できるものじゃないですが、今後ぜひ考えていってほしいと思いますし、今おっしゃるのは料金を下げれば施設が云々と。施設にしわ寄せをするんじゃないで、やっぱりそこは行政が責任を持つという立場で私は考えてもらうことが大事だと思います。

もう1点、ここでいいのかなと、どこでそれを取り上げるべきかなと私は迷っていますが、例えば認定を受けている人はいいですね、介護認定を受けている人は。ある程度御高齢の方でも、お元気で介護認定を受けられない人もいるわけですよ。ところが、そういう人もいつどこか病気になるかわからない。ひとり暮らしの人で、みずから調子が悪いから、一人でうちで休むのは心配だということで施設にお泊まりに行かれる方がいるようですね。御存じだと思いますがね。

ただ、そういう人に対する財政的な援助その他がないというようなことで、日ごろは私は元気だからいいんですが、そういうときも私たちに対する何か欲しいですねという、何件かの御意見を聞いたんですよね。そういうのに対しては、今、何らかの対策はありますか。やっぱり自分一人で家におって、何かどうも調子が悪いから、そこに行って泊まらせてもらうということで行ったんだけど、私たちには特別のあれはないので丸々の料金を払わんといかんというようなことでおっしゃった高齢者の方がいらっしゃいますが、そういうのに対応というのはあるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

今おっしゃっているのは多分、高齢者が一時的に入所する必要があると。今言ったように、御自分で入所されたいという方もいらっしゃると思いますが、そのグループリビングと言われる介護施設の中の一部に、空き部屋に短期的に入所をしていただいて安全性を図ると、高齢者の生活の安定及び家族の介護負担その他いろんな軽減を図っていくということでございます。これは余暇センターきたじまのほうでやっておる事業でございますけれども、これにつきましても、こちらのほうである程度の補助を出しているというふうに思っておりますが、松尾議員がおっしゃられる、例えば無料でそこにお泊まりいただくとか、高齢者だから危ないからと、こういったものはちょっと今のところ考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は無料でせろとは言っていませんよ。無料でなくても、それなりのやっばり対応をしてもらいたいという、直接御利用なさった方からの御意見ですので申し上げたところですから、今後いろいろ、そういう皆さんのお声もさらに直接聞いていただいても結構だと思いますので、改善をしていただくことをお願いして次に移ります。

58ページです。

先ほど徳村議員から放課後児童クラブのことが出ましたが、ここで賃金が4,642千円減になっていますね。この減の要因はまず何なんですか。

○議長（橋爪 敏君）

答弁を求めます。橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

賃金減の要因ということでございますが、最初は指導員賃金6名分を予定した分で障害児の受け入れが少なくなった、それと土曜日利用児童数が減少したことによる勤務者の減員による賃金の減ということになっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に、同じ件でお尋ねしますが、指導員の皆さんの受け入れですね。指導員を希望される方、受け入れ体制というのは十分にあるんですか、こちらの希望するだけの。例えば何人とか、必要な分だけの十分にはされているんでしょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

指導員の受け入れという御質問ですけれども、指導員の受け入れ体制については、例えば平成23年度の受け入れについては、今回、面接を実施いたしまして、22名の受け入れをいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今までの実態を聞きたかったんですが、それはよございませぬがね。

賃金のあり方ですね、これは放課後児童クラブの指導員の賃金だけではありません。今、働く人たちのすべての賃金が大幅に低く抑えられている。それから、そうでなくても勤務時間の削減だとか、いろんな問題で収入が非常に落ち込んでいくという状況にあるのは事実だと思いますね。

だれもがですね、例えば、これまでいろんなそういう賃金の問題で出てきたのが、介護士さんたちの問題を見たらよくわかりますがね。介護制度が始まる前は、介護の免許を取っておいたら働く場所があるけんということで、本当、当時はあっちこちで待ち合わせながら介護の講習に出かけられている女性の人たちがいっぱいいらしたんですよ。そして、免許を取られていざ介護の仕事につくと、その報酬たるや、それは御主人が働いておってプラスアルファぐらいの収入にはいいけれども、おおよそ生活の土台としては成り立たないというような、そういう賃金体系とか労働時間のあり方というのが非常に問題になって、もう今まで介護の免許を取られた方でもほかに移った人とかいっぱいいらっしゃるんですね。そういう安定できない賃金のあり方というのがあったわけですが、私は、この放課後児童クラブの指導員の皆さんの賃金にしても、聞きますところによれば非常に低いということで、それは基本的な給料が低いのか、時間的な問題で低くなるのかは別としましても、1人の収入が非常に低いということで安定ができない状況にあるという話を聞いておりますが、現実的にその辺はどうなんですか。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

まずもって時給に関しては858円、市役所単価の6,650円を基本として時給単価を858円と設定しております。放課後児童クラブにあっては、午後2時から6時までの勤務ですので、4時間勤務ということですので1日に積み上げれば非常に低いわけなんですけれども、単価としてはそれなりの単価というふうな認識を持っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま御報告いただきました。確かに、この辺の最低賃金にしたらある程度あるわけですが、この計算でいきますと4時間の4日間ですよ。だから、結局1万二、三千円になりますかね、1週間で。その4週間、100千円以下も以下で非常に低いわけですけどね。そうなりますでしょう。

それで、お尋ねしますが、丸々時間給の賃金のみでほかにいろんなものはないのかどうか、純粋に時間給の賃金のみで終わっているのかどうか、ほかに手当とかいろんなものがあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

割り増し賃金につきましては、休日外に8時間、要するに長期休暇期間中は8時間働いていただいております。通常が4時間ということになっておりますけれども、休日外に8時間を超えて勤務した場合には100分の125、858円掛けるの100分の125ですから1,073円、休日勤務をした場合に乘すべき割合が100分の135、単価にしますと1,158円ということで算定をして支給いたしております。

それから、時間については、15分から45分を超過勤務されますと0.5時間、45分以上が1時間ということで取り扱いを行っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま御報告いただきましたが、いずれにしても全体的に低い賃金になるわけで、例えば、これをもって生活の土台というのは非常に厳しい状況にあると思いますよね。だから、特に子供たちを相手にした仕事ですから、本人のやっぱり安定、ある程度の安定がないと、いろいろな今問題が起きているということじゃないですよ、問題が起きることもあるわけですからね。その辺についてはやっぱり今後、児童クラブの指導員の方たちの賃金のあり方、これはもうほかの問題も同じですが、この辺については私は検討をしていかななくてはいけないんじゃないかと思っておりますよね。ぜひその点については、ここでします、しませんは要りませんが、ぜひそういう形で考えていただきたいということをお願いして次に移ります。

次に農林水産ですね。これも結構減額されておりますが、例えば、66ページの中山間地域等直接支払交付金、これも14,995千円の減額になっておりますが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

中山間地域等直接支払交付金の事業が14,936千円の減額をいたしております。その理由と

いたしましては、協定面積が減少したということでございますけれども、具体的な数字を申し上げますけれども、2期対策といたしまして、平成17年から21年までの分で対象面積が1,223ヘクタールございました。今年度、22年から平成26年までが3期対策ということでございまして、その対象面積が1,060ヘクタールございます。その面積の対比で163ヘクタールが減少いたしておりますので、その分についての交付金が減少したということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

減少したということですが、その分、結局農地としての利用がなくなってきていると考えるべきですかね、163ヘクタール減ったということは。じゃついでに、それはその後どのようにその分については扱われていっているのか。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

中山間地域の直接支払いの交付金でございますけれども、先ほど申しました2期から3期対策にかけまして、集落で申しますと3集落が一応この事業の対象から外れるということで申請があってございません。

それで、先ほど申しました163ヘクタールにつきまして、これが5年間で一応そういう見込みということでございますので、即それが荒廃園になったということではございませんで、一応各集落でお互い話し合って農地を保全していこうということで協定はされますけれども、どうしてもその部分で保全ができない部分も見込まれるということで163ヘクタールが出てきておりまして、それにつきましては私どもも各集落で荒廃園が出ないように皆さんで——例えば後継者がおられないところもあるかと思っておりますけれども、皆さんで協力し合って農地保全に努めていただきたいということでお願いはしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御説明の中で、3地区が対象から外れるという申し入れがあったということですね。これは対象から外れなくてはいけない、その要因というのが何なのかですな。

私はこれまでもですな、国が農業政策を本当に毎年と言っていらいにいろんな施策を打ち出しながら来た。何でしなくちゃいけなかったかということ、国が出してきたのが悪かっ

たから次の政策、次の政策でやってきたわけでしょう。そうだと私は思いますね。それを次々に鹿島市の農家に押しつけるのがどうなのかと、私は何度も言ったことがありますね。今3地区が対象から外れるという要請があった、この外れると言われたその要因が何なのか、まずお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

採択要件といたしまして、一応面積が何ヘクタール以上なければならないというふうな採択要件がございます。その3集落につきましては、その採択要件に満たなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それは取り組む前の段階のことですね、じゃ決定する前ですね。何かさっきのでは、直接取り組んだけれども外れるというような、そういう受けとめを私はしましたから申し上げましたが。

それともう1つは、保全ができないというようなことでというような御説明がありました。それはどういうことなんですかね。そういうさっき御説明があったでしょう、3地区外れたという後に、保全ができないというようなことでというようなことがありました。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

先ほど農地として保全できないということで申し上げましたけれども、一応保全というか、その面積要件等で参加がちょっとできないということで申請を却下されております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ最後にしますがね。このことを取り組んだところもあるわけですが、要は取り組んだところの収益がどうなっていくか、一番はそこに問題は大きくなると思いますが、このことを取り組んだことによるメリットはどうなったのか、それだけの取り組んだ経済効果が出てきたのかどうか、皆さん方の営業が少しでも潤ってきたのかどうか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

答弁を求めます。——暫時休憩します。

午後 1 時 37 分 休憩

午後 1 時 38 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。申しわけございません。

中山間地域の直接支払いがなされたことで効果ということでございますけれども、まず、水源涵養機能が保たれたと、それと洪水防止機能、それらの多面的機能の低下が防げたと。それから、農業生産活動が維持されたと。それと、中山間でございますのでどうしても農業面で生産力が劣るということで、これらの事業により平たん地域との生産条件の格差が縮められたというようなことで効果があったと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

結局、取り組むことによって具体的に直接経済効果その他ということよりも、農業をやっていく条件がより整ったと理解することが、今、そういうことなんでしょうね。うなずいておられますから、そういうことで理解をしたいと思えます。

じゃ、次の67ページに行きます。

ここで、一番上のところでイノシシ被害防止対策事業補助金7,169千円マイナス、残っていますね。まだイノシシは出ていますし、うちの畑にも出ていますが、うちは農家じゃありませんから、その恩恵を受けることはないわけですが、まだあっちこっちそういう話を聞きますが、どうなんですか、残ったというのは、それを利用する人がいなかったということなんですかね、どうなんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

イノシシの対策事業といたしまして、一応、平成22年、今年度と来年度、2カ年の計画でワイヤメッシュ、それから電気牧さく、それと狩猟免許への補助を計画してきたわけです。9,340千円、当初6月補正で組みましたけれども、その根拠を申しますけれども、イノ

シシ被害が能古見地区とか古枝地区、七浦、浜地区ぐらいが主に被害を受けているということで、その販売農家が1,000戸ぐらいあるということで、その中で6割相当、600戸ぐらいの方が申請をされるということで一応想定をいたしまして、予算化をいたしておったところでございます。

実績では、一応6月補正で先ほど申しましたとおり計上させていただきましたけれども、8月から受け付けをうちのほうが始しまして、一応ことしの2月までの7カ月間、申請を今行っているところでございますけれども、件数にして56件、事業費で4,500千円程度の今申請があつているところでございます。そういうことで若干、私どもが想定していた申請件数がちょっと多く見込んでいたということもありますし、その申請期間が一応1年間見込んでおりましたけれども、今のところ8月からということでございましたので、その辺で若干申請件数が少なくなったということで考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、現実的に今イノシシが出てきている状況、こういう対応をしたことである程度の駆除ができたのか、それともその後の被害、つい最近も米は全く、あれが行ったところの後は食べられなくて、臭うしてとかいうような話も聞きましたが、実際にイノシシはその後どうなったのか、減ってきているのか、それとも変わらないのか、その辺はどうなんですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

イノシシ対策ですけど、2つあると思います。1つは駆除、それからもう1つは防ぐ、この2つだと思いますが、1つの駆除は、ことしが約500頭に近づいております。これは力を入れていただいたということで、昨年に比べたらかなりの数がふえております。それから、メッシュ等は、先ほどの事業ではそれほど利用がなかったということで、ちょっと私たちも反省しなければならないわけですけど、ほかに農地・水で4,400千円ほど、それから中山間地事業で13,000千円ほど、計10,000千円ほど市内でメッシュとか電気牧さくの対策をとられています。

それで、イノシシが減ったかということ、正直わかりません。ですが、これは来年度予算を見ていただくとわかりますが、もう少し本当に力を入れていく部分だと思いますので、モデル園をつくってみたり、地区で囲い込みができないとか、それから今進めています、新年度予算にも上げさせていただいておりますけれど、これが実現するかどうかわかりませんが、イノシシの忌避剤、誘引剤、その研究をしていただくところがやっと決まりましたので、そ

のような対策、総合的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

この問題でもう1点だけお尋ねしますが、隣接市町村との関係ですが、これは鹿島のイノシシは鹿島だけにおるというわけじゃなかし、太良のイノシシは太良だけ、塩田は塩田だけということじゃないと思いますが、その辺の地域的な連携プレーといいますかね、そういう何かがあるんですかね。

例えば、私は塩田の人から聞いたんですが、塩田は、とっても後の処理が困るけんが、自分たちで処理せんといかんからというようなね。だから、とっても後が困るとか、そうそう食べるわけもいかんというようなね。じゃ、そういうことになると、もうせんでいっちょこうかというような状況もあるようなお話を聞きましたけれども、そういう地域間の連携というのも、この問題になると必要になってくるんじゃないかと思いますが、その辺については何らかの対応もされているんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

広域的なイノシシの駆除ということでございますけれども、現在、当市と嬉野市、それから太良町さん、2市1町で鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会というのを組織いたしまして、イノシシの駆除に努めているところでございます。

それと、県外も含めてということになりますと、西九州地域鳥獣被害防止対策協議会ということで、これは長崎県まで含みます。長崎県とか、長崎市とか、佐世保市も入った協議会もございますので、そこらとも連携して、イノシシの駆除に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、最後に参考までにお尋ねしますが、それぞれの2市1町が捕獲したイノシシの後の処理は、それぞれがどういう対応をなさっているか、お答えください。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

捕獲したイノシシの処理ですけれども、ほとんど埋却が主だと思っております。ただ、冬場のイノシシは食用にも適するというごさいますので、一部食用に回っているんじゃないかということで思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

売却ということですがね。それこそ先ほど申し上げましたが、（「埋却」と呼ぶ者あり）ああ、埋めるとですね。鹿島も500頭と言いんしゃったですね。大変だと思いますが、例えば、武雄市なんかは食料としていろいろ対応されていますね、それがいいかどうか。私も何かイベントがあったとき食べさせてもらいましたが、もういっちょ食べようかというほどのものでもないなという感じ、それは調理の仕様とか、いろんな取り扱いの方法だと思いますが、やっぱりその辺でいろいろ問題があると思いますが、例えば埋めるということになると、とった人たちが責任を持って埋めるのか、行政が責任を持って対応してくれるのか、その辺はどうなんですか。鹿島市の場合でも結構ですよ。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

一応、鹿島市といたしましては、猟友会の中に駆除組合の方がおられますので、そちらのほうに捕獲をお願いしておりますので、その後は駆除組合の方で埋却なり、食用に供されているということで思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、次に移りたいと思います。

今回、いろんな新規の事業もありますが、特に国からの交付金などで新たな事業も計画されておりますが、これはこの前総括のときに言いよったら、今のとは違うばいと言われた部門ですがね。これは説明書の中がいいですかね、17ページのナンバー12の中に、まちなみ建設課の担当ですか、住宅改修工事補助事業というので住宅のバリアフリー化とか、太陽光発電設置の補助とか、これが1,000千円ですか（「10,000千円」と呼ぶ者あり）10,000千円ですね。10,000千円の予算が組まれておりますね。これは結局、1件100千円の補助金が出さ

れているということで、例えば、私は介護認定を受けられていないある方に、こういう形でバリアをしたら100千円の補助金が来るとよってというようなことを話したら、ああ、それは申し込みに行かんばというような、皆さんお待ちになっているんですね。しなくちゃいけないけど、どこで決断をするか、財政的にも厳しいということで、そういう皆さんが待たれているんですね。

お尋ねをしたいと思います、結局、まだ太陽光発電の部分もありますが、バリアの分だけにしても100件分しかないわけですね、100件分。本当に皆さんがそれで御理解をいただけるということになりますと、恐らくこれでは足りない状況が生まれてくるということが予想されるんですね。特に私は住宅リフォーム助成制度をずっと言っていますが、住宅リフォーム助成制度を始めたある自治体が、このように限度額はこれだけですから、幾らと言われたらもう朝から並んで、1日のうちに予算分が消化されてしまうというような状況も自治体によっては出ているんですね。これはバリアだけですから、そこまでいくか、いかないかは別としましても、お尋ねをしたいのは、そういう皆さんからの要求があった場合に、予算がこれだけですからこれで終わりますよというので終わるのか、それとも、本当に需要があれば予算をふやしてでも取り組みを進めていくのか、その点のお考えをお聞かせください。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

住宅改修工事補助事業についての中身は別にしまして、足りないようなことになった場合どうするかということですかね。

それにつきましては、今回、名称が鹿島市緊急経済対策住宅改修工事補助事業という名称をつけまして、今、中身につきましては、きょうの御提案を申し上げ、詳細な要綱等を少し詰める部分ございますけれども、いずれにしましても4月1日を受け付け開始日ということで今事業を御提案申し上げたいと思っております。したがって、その後、受け付けをして、どういうふうなことになるのかわからないわけですが、議員から申された予算、到達した場合、それにつきましては、またその時点で議論をして検討を行うということもあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

直接この事業ではできないですよ、国のあれ。だから、単独で市が提案してでも私はお願いをしたいと、予算をふやしてもね。

それと申し上げたいのは、せっかくここまで進んできましたので、バリアのみでなく、一

般の住宅改修、増改築ですね、つまり私が毎回申し上げております住宅リフォーム助成制度、これを機会に私は組み込むことができなかつたのかなという気がしています。と申しますのは、特に国でも、これに対しては共産党の国会議員も何度も質問していますが、菅総理もこのことについては、やっぱりこういうのには力を入れていくんだと、こういうのにやっぱり利用してもらおうんだというような、そういう御回答もいただいているんですよね、国としても。だから、そういう面ではやっぱり必要だという認識が国自体もあると思いますし、このことについては、さきの市議会の中でも前進した御答弁をいただいておりますので、こういう制度ができましたので、何かそこにのっからせることはできなかつたのかどうか、その点。これは市長がいいですね、お答えは。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

はえば立て、立てば歩めの御要求でございますけれども、正直言って、事務局の皆さんはいろんなことを、これまでの議論を踏まえて、片や個人の資産に補助金を出すのはどうかという議論、片や、いやいやそう言っても世の中はそういう流れもあるよという中で、何とかこういう事業を仕組んでくれましたので、あと2つだけ気になるところがあるんですよ。

1つは、これは国の交付金を前提にしていますので、さてそれからとなりますから、その点については、さっき課長が答弁をいたしましたように、推移を見ないと何とも言えないという話がございます。

それからもう1つ、私どもが今知っております情報では、佐賀県のほうでも何かこういう知恵を出そうじゃないかという動きが出てきました。ただ、佐賀の場合は御承知のように、ことしは知事の交代があるかどうかわかりませんが、選挙がございますので、知事選に向けて当然骨格予算ということでございまして入っていませんので、その模様がわかりません。したがって、そこを踏まえながら、少し我々も見詰めていかないといけない部分があるなど。その2つだけは念頭に置いて、この事業を仕組んだということは御理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひいい方向でお願いしたいし、先ほどおっしゃったように、県としてもやるという方向で答弁も出ておりますし、具体的な当初にはないにしてもそういう方向に進んできておりますので、ぜひ市民の要求にこたえて、いい方向に進んでもらいたいと思います。

次に移りたいと思いますが、先月の27日に祐徳ロードレースがありました。今回は大学生

を御招待するとか、監督さんを御招待するとか、60回ということもあったでしょう。非常に華々しくと言っていいと思いますが、取り組みがされたんですが、お尋ねをしたいといいますが、ちょっとこの予算の中でも見られませんし、どうなっているのかわかりませんが、招待選手という形で選手を招待しました。これまでもあったようだと思いますが、招待選手。ただ、今まで以上の対応ですが、これに対する予算はどこでどう運用されてきているのか、その点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

今回の記念大会の招待の選手の方の予算はということでございますが、これは体育協会のほうで、今回こういう大会をやるということの中での予算化ということで行われておると。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま体育協会のほうからということですが、体協には市のほうから、あれは負担金というんですか、何ですか、お金が出ていますがね。これは恐らく出されたときには、これだけの招待選手をして取り組むということのあれはなかったと思いますから、その分の予算は組まれていなかったと思いますがね。ということになりますと、これらの予算消化をするために体協は非常に苦勞をされているんじゃないかなという、もしそうであればですよ。前もって考えて、お金が入っていたなら別ですがね。と思いますが、その辺はどうなんですか。じゃ、今まで大変だったろうということでも市がまたプラスアルファやるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

祐徳ロードレースに対します補助につきましては、教育委員会のほうで通常、ちょっと私も金額は覚えておりませんが、600千円程度か800千円程度だと思いますが、そういう補助金を通常出されております。そういう中で全体的には多分、約5,000千円ぐらいの総事業予算で出場者の申込料とか、それから協賛金とか、そういう形で体協のほうでやっていただいています。

通常はそういうことでやられたんですけども、今回、60回記念ということで体育協会のほうから招待選手をふやしたいというような御相談がございました。そうなりますと、体協のほうの通常の予算はございませんので、ちょっと企画課のほうにも相談がございましたの

で、広域圏の補助事業がございましたので、それで何とかできないだろうかということで、今申請をして多分交付ももう許可が来ていると思います。そういうことで、金額的には300千円ちょっと、330千円ぐらいだと思いますけれども、そういう形の中で、今回の記念事業の上乗せ分につきましては、体育協会に迷惑はかけない形で予算措置をしたということになっております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

広域圏からということですね。ちなみにじゃ招待選手、その他監督も含めてですが、招待をすることで総額幾らの支出があったんでしょうか、まだ出されていないかもわかりませんが。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

私がいささかかかわっておりますので、私のほうから。

いわゆる招待の費用は、すべて体育協会から出資をされております。その額は従来の金額を上回っておりません。何とかかんとかやりくりをされて、総額5,000千円ぐらいですか。総額、とにかく従来を上回っていないんですよ、招待の選手のほうは。

ただ、従来の招待の外に出ている金は、あの中で監督をというか、関東陸連の会長をしておられる青葉さんに来ていただいて、招待をした上に講演をいたしてもらっています。御承知だと思いますけれども。そういう金が、実はあの体育協会からの予定では足らなかったものですから、今言いましたように、広域圏のそういう地域おこしに対して、助成が使えるという金をお願いして支出してもらって、これを体育協会に出して、体育協会から出してもらったという形になっております。これが230千円ぐらいだったですかね、講師料とか旅費を含めましてですね、講師の皆さんの。必要でございましたら、その金はきちっと監査その他は受けるはずでございますから問題ないと思いますけれども。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は余分に出したから、云々だから悪いと言っているんじゃないですよ。今度の取り組みを見ていて、これがやっぱり、こういうのがある面からのまちおこしなどにも非常にプラスになるんじゃないかというような、そういうのを特に今回、祐徳ロードレースが始まる前の市民の皆さん方のいろんな話を聞くと、ああ、こういうことで皆さんが活気立つんだなというような、それも今までそういうのに関心なかったような人も、早稲田の人が、さあどこの

大学生が来るんだよということで、非常に明るくなられたという面もあったんですよ。そういう面で、いろんなまちづくりというのはあるんですがね。これを言いよつたら、一般質問に出していますから言われんごとなりますから、これ以上は言いませんがね。そういう面もありましたから、今回、一般質問にスポーツ面とかも、初めて私スポーツのことを言うんですかね、出していますがね。だから、私がこれだけ出したから、こうしたから何でぎゃんとば出したかていうことじゃないんです、今回はね。まあそういうことです。わかりました。あと詳しくは後ほど申し上げたいと思いますが。

じゃ最後にしたいと思いますが、予算書の44ページ、積立金です。財産管理費の中の積立金、438,043千円の積立金、最終補正——最終補正にならんのかもわかりませんが、年度末にこれだけの積立金を、先ほど説明では学校の耐震とか、大型公共施設建設の云々ということで説明はありましたけれども、特にこれも今国からいろいろ来ていますから、そういうのが余分に来たけんするということじゃなくて、ほとんどが一般財源で賄われているという状況ですね。これはまずどういうことなのか、お答えください。何て言うぎよかかというような顔をされていますが、私の気持ち伝わったでしょうか。財政課長、お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。ちょっと私も質問内容が十分把握できておりませんが、多分こういうことではないかなということでお答えをしたいと思います。

確かに今回、公共施設建設基金への積み立てが430,000千円と非常に多くなっております。実は昨年度が150,000千円でした。そういうことで、なぜこれだけ積み立てをしなければならぬのかということと、なぜこれだけ予算が残ったのかということ、両方の意味合いでお聞きになっていると思いますので、お答えしたいと思います。

まず、前段の部分のこの分の積み立て、予算の説明の中でも申し上げましたが、今後、小・中学校の耐震補強、これは実は10年計画だったのを、今度の第5次総合計画の中で、5年計画ということで前倒しをしたような計画になっております。そのほかに、いろいろな大型の投資事業が想定をされております。その資金に充てるためということで今回大きな額になっておりますが、430,000千円の積み立てを行うものでございます。

それからもう1点の、なぜこれだけ残ってきたのかということについては、1つは、平成20年度からでしたかね、交付金の事業。これがいろいろな取り組みがなされて、うちで今回の事業まで含めて約20億円ぐらいになります。それらの事業が行われました。その結果、多くの事業は前倒しをして実施してきたと。その中で四、五年先ぐらいの部分まで、ある程度事業計画、実施計画にのせた部分が実施をできつつあるという状況の中で残が出てきたと。これ実はこういうふうな事業が出てくるというのは、そこまで大きな額になるというのは多

分それぞれの課が想定をしなかったと思いますので、今それに合わせた実施計画にすりかえをしておりますが、そういうことも残として残ったもの。

それからもう1つは、当然、今までの財政基盤強化計画、ここの中でハード事業等を極力抑えてきたと。そういうことの結果がしみ渡りまして、なるべく無駄な経費は使わないと、それぞれの部署が判断をして、無駄なものを使わず残してきた。その結果の積み上げ、その辺もあわせてあるのかなということでは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今御説明ありましたが、私はいつも申し上げていると思いますが、その年度の予算というのは、その年度内である程度、いろんな問題もあるかも知れませんが、年度内で市民の暮らしや経営を守っていく、命を守っていくというようなことに消化をすることが大事だと思うんですね。よく子、孫の代までと言いますが、もちろんそれも大事でしょう。子、孫の代までに何で残していくかと、それもあると思います。お金を残すのか、いろんな制度的なものをつくって残すのか、建物をつくって残すのか、いろんなのがあると思うんですよね。ところが、今回これを見ていますと、本当に今ここで生活をし、生きている人たちが、どれだけ犠牲になりながら、このお金が作り出されているかということですよ。

先ほどハード事業を抑えてきたとおっしゃった。当局としては、抑えることによってお金を節約してきたという満足感があるでしょう。ところが、それによって市民がどれだけ犠牲になってきたかというのは御存じですか。業者の人だって何だって、建設業者だってそうですよ。本当に抑えに抑えられてきた。いろんな制度の問題だって、財源がないからということで本当に抑えられてきた。

今市民の人たちが、私がここでいろいろ、あした食べるお米もというようなことを言いますが、大げさじゃないんですよ。そういう市民がいっぱいいらっしゃるんですよ。そういう中で私たちはこれまで、こういうのをしたらどうか、ここはどうか何かという提案をしてきたんですよ。ところが、ことごとく財源問題で抑えられてきた。そして、帳簿の上ではきれいなもんですよ、本当に。鹿島市は借金をよんにゆう返して、帳簿の上はきれいになっていく。これはいいでしょう。しかし、その陰にどれだけ市民の人の犠牲があるかということ、私たちはもうちょっと見らんといかんと思うんですよね。

例えば、何度も何度も言って市長もわかるとるばいて言いたかでしょうけど、例えば先ほど言いましたね。住宅リフォーム制度を何度も言っていますが、私はそのことによって全国でもいい結果が出ているからと言っていますが、そこだって予算を1億、2億かけろというんじゃないですね。例えば、20,000千円か30,000千円予算を組んだだけでも、その10倍、20

倍の結果が出ているというようなどころも出ているように、そういう問題だとか。

それから、市民の足をもっと守るためにお金をつぎ詰めだとか、子供たちのために、さあ高齢者のために云々ということはずっと私たちは——私だけではありません、議員みんなが今まで言ってきたと思うんですよ。しかし、それがすべてと言っていいでしょう。それができなかった、しなきゃいかんと思っておってもできなかった要因は、財政的な問題だったでしょう。それが一番大きな要因。ところが、結果的にはこういう形で皆さんは満足でしょう。市民は満足じゃないんですよ。

4億円残して、次のに残していく。私はこういうあり方は絶対に許せないと思っています。当初からお金がないから削ります。その中間でもどンドンどンドン削られていく。業者の人たちがどれだけ泣いていますか。そういう人、商店街がどれだけ泣いていますか。農家の人たちが本当に苦しい中でやっているんですよ。これを見よったら、鹿島はほんなごて豊かなごたっ感じがするわけですよ。そうじゃないんです。

私はこれに対して答弁をとは言いません、もう言いません。言たって出てきません。出てくればこれ幸いですがね。もうあとのコメントは要りませんが、私は本当にこの430,000千円の積み立て、これを見て残念でなりません。こういうことを言いたくありませんが、そういうことで私は、今回の補正には賛成できないという私の意見を申し上げて終わりたいと思います。

以上です。（「コメントさせてください」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

コメントするなと言われましたが、させていたいただきたいと思います。

1週間前、私の提案理由説明を聞いていただいたと思います。その中にこういう箇所があったのを御記憶だと思います。今回実施をします23年度からの第2次行政改革では、スリム化された現状を維持しながら、市民サービスの向上や云々ということでございましたけれども、その最後に「これまでは「堅実な経営」に軸足を置いていたものを、「健全な財政を維持しながら、限りある人と予算の効率性を高めて、市民ニーズにマッチしたサービスを提供していく」と。

どういうことを言っているかといいますと、現在は22年度の経過中です。別の言葉で言いますと、前回の財政改革の期間中なんですよ。この財政改革の期間が終わりましたらどういふふうになるかということが、実はその計画の中に書かれているんですよ。22年度が終わったら、これまでのようなことじゃなくて、少しは投資に回せる金がたまるだろうと。だから、そっちのほうに気を配って頑張って投資をするように、まさにそのとおりに今動きつつあると。したがって、今ある金を今使ってしまうということも大事かもしれませんが、これ

から先、実はいろんなことで我慢をしていただいた、市民の皆さんにも。膨大な金のかかる投資がいろいろございます、中には何十億の金がかかるものもあるかもしれないんですよね。そういうことを踏まえながら、これまでの路線を修正しようということでございます。

そういうことでございますから、これまでどちらかという、最後の年度末になりまして金を1億円か2億円か積んだということでございますが、今回は4億円という金を積むのは大変なことだろうとおっしゃいますけれども、これから使わないといけないことを考えると、とてもこれを10年分ぐらいためても、ひょっとしたら市民の皆さんのニーズにこたえられないかもしれない。そういうことを踏まえまして、今回まではこういう金を積み上げていただきたいということでございます。

したがって、市民のニーズを十分踏まえながら軸足を移すという気分で、私どもここに皆さんと向き合っております人間すべて一生懸命、知恵を絞りながら改革を別の形で皆さんにお示しをしていくという気持ちだけは御理解をいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（橋爪 敏君）

ここで10分程度休憩します。午後2時30分から再開します。

午後2時20分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第13号に対する質疑を続けます。質疑ありませんか。3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

休憩前の松尾議員の質問とダブる点が9割ぐらいありますけれど、私なりに質問をいたしたいと思います。

まず、説明資料の14ページ、ナンバー9ですね。中山間地域等直接支払交付金についてということで、先ほど課長のほうから答弁であってございました。なるほどよくわかりましたけれど、今、中山間地帯、特に果樹園等においてイノシシの被害というのは実情は全く減っておりません。そういう中での中山間地域等直接支払がどれだけの効果があっているか、本当にはかり知れない効果があっていると思います。これは、半分は地域の活動推進費というふうな形、半分は受益者のまた管理費と申しますか、そういうことで本当にためになっているわけですが、面積が減ったからということ、その理由は何かということだと思いますけれど、面積が減ったことによって、この中山間地事業ができなくなった3集落というふうなこともあってございましたけれど、そういう集落は本当に近い将来、限界集落ということになるんじゃないだろうかという心配もいたすわけですが、どこの地区でもどうしても管理ができない、しにくいということもありますけれど、高齢化によってできなくなっているとい

うふうなところがあるわけです。そういうところの補完というのはみんなで、その集落でというのが、やはり集落営農というのも出てきましたけれど、そういう地域で補完をして、そして維持をして、そしてこの究極を乗り切って、そしてやはり耕地として、また生かしているという取り組みが必要じゃなかろうかと思えますけれど、その点、課長としてと言うてよかでしょうか、その思いを、新しい23年度事業に向けての予算化もできているんじゃないかと思えますけれど、お尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

議員おっしゃられましたとおり、来年度も引き続き中山間地域等直接支払制度を有効に活用していただいて、地域みんなで荒廃園等が出ないように協力をお願いしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

中山間地事業と並行して農地・水というのがありますね。農地・水についてはなかなか使い勝手が悪いというふうなところもありますので、ぜひこの中山間地域等直接支払というのを減額しないでいいようなやっぱり指導を、集落の代表の方たちとしっかり話し合いをしていただいて、面積減にならんような対応をとっていただきたいと思えます。

続きまして、同じなわけですけど、ナンバー10のイノシシ被害防止対策事業、せつかく9,340千円の予算化をしていただいて、実際は23%しか実行できていない、7,000千円も減額するというふうなことで、本当にさっきも申し上げましたように、イノシシはほとんど減っていないと思えます。被害は、まさに山、畑、回っていただければわかりますけれど、今、かなり進行をしてくれています。そういう状況でありますから、再度果樹については改植をしていかにやいかん、せつかく改植したら、またイノシシが掘り返して苗木をだめにしてくれたというようなことにもつながります。

そういう中で、やはりこの事業の遂行の仕方というか、やはりさっき説明があっておりましたけれど、周知が足らんということはないのかなという思いもしました。やはり電気牧さくについても一つ一つの畑が、園地が必要なんですよね。していないと、ことしの状況を聞いておりましたが、結構枝を折って、そして下のほうのおいしい果実はイノシシが食べてくれる、上のほうはヒヨが食べてくれるということで、そしてそのヒヨをとって、ヒヨを食べたという話も聞きますけれど、そういうことじゃなくて、やはり下のイノシシ対策というの

を徹底する必要があるのじゃなかろうかと思えます。そういうことで、さっき申し上げたように、本当に5割も達成できなかったというところを何とか、事業費が残ったけんよかったくさん、さっきの松尾議員の指摘じゃなかですけど、そういうことでは本当にこの予算化された意味がないという思いがいたしますので、再度今度は部長にお伺いをいたしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（橋爪 敏君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

イノシシ対策の徹底ということで御質問と、それと、先ほどのように、確かに執行率が悪かったということで、これは確かに6月議会の段階でお願いするときの積算の問題もあったんですけど、利用が余りできなかったということは、やはりこれは検証する必要があると思っております。

実際は、先ほど言いましたように、全体的にはワイヤメッシュとか電気牧さくで市内で10,000千円ほどのお金が投入はされております。ですが、この事業そのものがこれだけ余ったということですから、もう少し使い勝手のいいものに、これは検討する必要があると思っております。

それから、ほかにイノシシ対策として何かないかということで考えておりますのが、集落単位でイノシシ対策をしていただけないかということ、研修含みで、そういう形ができないかと。やはり集落でイノシシ対策をしていただかないとなかなかうまくいかない部分があるだろうということで、そういうことができないかという相談をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほども言いましたように、地区単位モデル園、これは地区になるわけでしょうけれど、モデル園みたいところでイノシシ対策ができないかということなどで、とにかくこれは鹿島市の生産者の方々のよく言われていることですけど、せっかくつくったわ、イノシシにやられてしまったということで、一番大切な一次産業の就農の意欲、精神的ショックが大きいと思えますので、私たちが考えられるだけのことは考えていく必要があると、やっていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

今部長からあったように、本当に集落単位でやっていただくということが大事な、隣部落という関連性も出てきますけれど、ちょうどさっきの中山間地域等直接支払交付金もありますから、その辺をうまく市の補助金あわせて対応していただけるような御指導をお願いした

いと思います。

最後に、ナンバー15、森林整備加速化・林業再生事業ですか、これにつきましては、七浦のほうからの公民館も2月の末をもって完成をいたしました。本当にすばらしい公民館ができたという思いであります。感謝を申し上げたいと思いますけれど、この中で、実行できなかった大村方公民館、八宿公民館、これが次年度へ回ったということですが、どういう理由なのか、お尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

今回、減額している公民館が2つの公民館がございます。

まず、大村方の公民館でございますけれども、平成22年度、事業費20,000千円ということで改築の予定で申請をしていたわけでございますけれども、どうしても面積的にも、また構造的な耐震面とか、そういう面で全面的に新築をしたいということでございますので、一応平成23年度に事業費増額をいたしまして、全面新築ということで増額いたしまして予算をお願いする予定をいたしております。

それともう1つが八宿の公民館ですけれども、これにつきましては、事業費と設計費がありまして、設計費の分につきましては640千円程度ですけれども、これにつきましては、一応22年度で実施をしていただくと。それ以外の工事費につきましては、23年度に回していただくということをお願いをいたしております。と申しますのが、八宿の公民館が伝統的建造物修理等補助金ということで、これはまちなみ建設課の所管でございますけれども、そちらのほうと一緒に事業をされております。それで、外部につきましてはこの伝統的建造物修理等補助金、それと内装につきましては一応内部木質化ということで、改装という形でうちの補助金で改築をされているところです。

伝統的建造物修理等補助金が平成22年から23年の事業でございますので、どうしても外部工事との関連で並行して内部工事もある必要がございましたので、23年度に工事費は回していただくということになっております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

どこの地区でもいろんな事情があつてのことではあろうとは思っておりました。やはり計画的にこういう事業が何年ぐらいにはありますよということがわかっておったら、どこの地区も準備ができていたんじゃないかならうかと思えますけれど、幸い母ヶ浦地区においては10年

ぐらい前から1戸1千円積み立てをして約10,000千円たまっていったということなんですよ。30,000千円ぐらいたまっていったら、60,000千円の公民館ができたという思いが私はあったとですけど、10,000千円ぐらいの積み立てがあって、本当に即、手を挙げて取り組むことができたというふうなことで感謝をいたしておりますけれど、やはり今から先も、特に地元の木材を使って取り組みをするというふうなことです。これもまた征子議員がいつも言われておりますけれど、市営住宅の改築とかというふうなことも言われておりますけれど、できれば、こういう地元の材木を使って市営住宅等が取り組みができれば本当に素晴らしいんじゃないかと思っておりますけれど、いい事業があったらそういうことも考えていただければと思っておりますけれど、その辺、最後の質問ですけど、いかがでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

北御門建設環境部長。

○建設環境部長（北御門敏則君）

確認ですけども、市営住宅の建てかえの折に、市内の木材を使って、そういうふうなことでやってほしいというふうな御質問でよろしいですかね。（発言する者あり）はい。

まず、市営住宅の建てかえにつきましては、これまでも申し上げていますように、来年度、23年度でマスタープランをつくり直します。その折に、いつの時点でどここの市営住宅を新しく建て直すとか、改築をするとかということも出てくるだろうと思っておりますけれど、当然、一部補助事業になってくるだろうと思っております。そのときに、どうしても市内の木材を使えば割高になるということも出てくるだろうと思っております。通常で1割から2割は高くなるというふうなことも言われてはおりますけれども、そのようなことも含めて、そのような制度があれば、補助制度等を含めて、当然マスタープランの作成の中で、また建設をする段階の中で、そういう補助制度、そういう市内の木材を使って市営住宅を建てるのが可能なのかどうか、そういう補助事業まであるということを含めて今後検討をしていきたい。いずれにしても、国の制度にある程度の形での取り組みになると思っておりますので、何らかの制限は出てくるだろうというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

今の子供たちというか、孫たちになるとですけど、やはりアトピーとかぜんそくとかかなり多いんですよ。そういう中で、そのために木造の家を建てて住んでいるよというような話も聞きます。やはり今から先、そういうふうなことも踏まえて、市営住宅なんかも入り手がなかじやどがんしゅうでんなかですから、いろんな話を聞きますので、そういう小児ぜんそくとか、今申し上げたアトピーとか、そういうふうなことも踏まえ、また、今から先、先般、環境に優しい農業で農林大臣賞をとられた方も市内におられますので、やはりそうい

うふうな配慮をしながら、住宅についても対応していただくことをお願いいたしまして、終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第14号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

議案第14号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

議案書は20ページでございますが、別冊の補正予算書で説明を申し上げます。

今回の補正の内容は、経常経費、建設事業費の確定に伴いまして、充当財源の増減調整及び繰越明許費についてお願いをいたすものでございます。

別冊の予算書の1ページをお開きください。

平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,938千円を減額し、それぞれ959,929千円といたすものでございます。

2 歳入歳出予算の補正は、2ページから3ページにございます「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越してお願いする経費は、4ページ、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

今回の繰越工事は2件でございます。中牟田第一雨水準幹線水路築造工事（その3）は、国の経済対策の補正に伴い、12月補正でお願いしたものでございます。納富分汚水準幹線・枝線管渠築造工事は、開削工事箇所の土質に玉石等が多く、掘削に不測の日数を要するものであります。両工事につきましては、地方自治法の規定により、平成23年度に繰り越して使用することをお願いするものでございます。

議案説明資料24ページをお願いいたします。

この説明資料に繰越明許費の財源内訳等について記載をいたしております。御参照をお願い申し上げます。

補正の詳細につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款1項1目．下水道費負担金は7,405千円を減額いたしております。これは、平成21年度より平成22年度への繰越工事に伴う供用開始面積の減によるものが主なものでございます。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目．一般会計繰入金11,685千円の減額は、歳出事業の確定に伴う減額でございます。

9ページをお願いいたします。

6款2項1目．雑入2,152千円の増額は、消費税及び地方消費税還付金の確定に伴う増額であります。

10ページをお願いいたします。

歳出について御説明を申し上げます。

1款1項1目．総務管理費1,038千円の減額は、8節．報償費の受益者負担金一括納付報償金等の減額によるものでございます。

また、2目．維持管理費1,500千円の減額は、委託料の確定によるものであります。

3目．浄化センター費1,864千円の減額は、需用費、光熱水費の執行見込みによる減額でございます。

12ページをお願いいたします。

1款2項1目．建設事業費7,263千円の減額は、事業費確定に伴う組み替えと減額によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

2款1項1目．元金1,690千円の増額は、平成21年度借換債の利率確定に伴う元金の増であります。

2目. 利子6,963千円の減額は、平成20年度及び平成21年度起債利子の確定に伴う減額でございます。

14ページ以降につきましては、給与明細書、その他手当等に関する書類を添付いたしておりますので、御参照をお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくようお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8. 議案第15号 平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第15号の御説明をさせていただきます。

議案書は21ページでございますが、お手元の補正予算書のほうで御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から76,554千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ4,091,894千円といたすものでございます。

補正の内容といたしましては、あちこちの補助金が確定してまいりました。また、医療給付費等もまだ12月段階でございますが、大方の固めができる状態になってきているんじゃないかということで補正を行っている次第でございます。

2 ページをお願いいたします。

2 ページから 3 ページまでは、今回の補正の歳入の集計表でございます。

4 ページをお願いいたします。

4 ページから 5 ページまでは、今回、補正の歳出の集計表でございます。

6 ページと 7 ページは事項別明細書となっております。

8 ページをごらんください。

これより補正予算の内容について御説明をいたします。

まず、歳入でございます。

3 款. 国庫支出金、1 項. 国庫負担金でございます。1 目の療養給付費等負担金でございます。59,504千円の減額でございます。これは療養費等の負担金、いわゆる医療費等の大方の中身が確定してきたということで66,265千円の減額でございます。後期高齢者支援金分につきましては3,728千円の増額でございます。介護納付金分の増額は3,033千円というふうになっております。

2 目の高額医療費共同事業負担金でございますけれども、これも事業費の確定が大方なされております。マイナス159千円の減額でございます。

3 目の特定健診等負担金でございますが、特定健診の大方の全体が固まりました。まだ特定健診やっておりますけれども、これが603千円の減額ということになっております。

次の 9 ページをお開きください。

3 款. 国庫支出金の 2 項. 国庫補助金でございます。1 目. 財政調整交付金でございますが、国民健康保険連合会のシステム更新負担金に対する交付金の増額補正でございます。

2 目の事務費補助金は、高齢者受給証の交付のために充当される補助金でございます。

10ページをごらんください。

10ページは 6 款. 県支出金、1 項. 県負担金でございます。この県負担金は、医療費等の確定見込みに伴います補正となっております。内容につきましては、先ほどの国庫負担金と同様、高額医療費の確定によるものと特定健診の確定見込みによるものでございます。

次に、11ページをごらんください。

6 款. 県支出金、2 項. 県補助金でございます。1 目の財政調整交付金でございますが、保険財政共同安定化事業の確定見込みによる減でございます。

12ページをごらんください。

7 款. 共同事業交付金、1 項. 共同事業交付金につきましては、決算見込みによる増額でございます。

13ページをお願いいたします。

9 款. 繰入金、2 項. 他会計繰入金でございますが、これは市負担分を一般会計から繰り入れるものでございますが、これが大体ほぼ確定いたしましたので、確定見込みによる増減

というふうになっております。

14ページでございます。

11款．諸収入、3項．受託事業収入でございますが、これは事業費の確定による増でございます。

15ページをごらんください。

11款．諸収入、4項．雑入でございますが、これは、メタボ予防教室等の参加者負担金の確定が大幅できましたので、それによる減でございます。

16ページをごらんください。

16ページからは歳出でございます。

1款．総務費、1項．総務管理費でございますが、これは、人件費、事務費、国保連合会へのシステムの負担金等、各種事務費の負担金の確定見込みによる増減でございます。

17ページをごらんください。

1款．総務費、2項．運営協議会費、1目．運営協議会費でございますが、本年度4回を予定いたしておりましたが、大きな改正点がございませんでしたので、2回分を減額いたしております。

次に、18ページでございます。

2款．保険給付費、1項．療養諸費の補正でございます。療養諸費や療養費の決算見込みによる減額となっております。中身、右側の説明を見ていただきますとわかりますとおり、下のほう、3項、4項につきましては、コルセットとか看護、それによる看護料金増額、柔道修復の整体費等でございます。

19ページをごらんください。

2款．保険給付費、2項．高額療養費の補正でございます。高額療養費の決算見込みによる増減であり、全体的には増額というふうになっているところでございます。

20ページをごらんください。

20ページは3款．後期高齢者支援金、1項．後期高齢者支援金でございますが、これは、国庫支出金の確定見込みによる財源の組み替えを行っているものでございます。

21ページをお開きください。

21ページは6款．介護納付金、1項．介護納付金でございますが、先ほどと同じく、国庫支出金の見込みが確定いたしましたので、財源を組み替えているところでございます。

22ページでございます。

22ページは7款．共同事業拠出金、1項．共同事業拠出金でございますけれども、これも事業の確定見込みによる財源の増減を調整したものでございます。

23ページをお開きください。

これは8款．保健事業費、1項．特定健診等事業費でございます。これも特定健診事業が

ほぼ確定いたしておりますので、ある程度の事業確定見込みによる財源の増減を行っているところでございます。

24ページでございます。

24ページは8款、保健事業費、2項、保健事業費でございます。各種保健事業の確定がなされておりますので、その見込みによります増減でございます。

25ページをお開きください。

25ページは予備費でございます。予備費424千円で、全体的な調整を行っているものでございます。

26ページからは給与費明細書でございます。参考までによりしくごらんくださいますようお願いいたします。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

1点だけお尋ねをします。

19ページですが、高額医療費が7,281千円ということで増額をされておりますが、これは高額ですから、そんな数は多くないと思いますが、大体何件ぐらいで、より高額なのは最高どのくらいの金額なんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

先ほどの高額療養費の増額の分でございますけれども、これは800千円を超えた分につきまして全体的、国、県、市等から補助金を皆さんでプールいたしまして、その分を各大きな高額療養があったところに配分するものでございます。大きなものといましては、一番大きたと申しますと、やはり心臓、脳等で、今実際に手元に細かい明細を出せと言われてますと、1年分ちょっと持ってこなきゃいけないのでできませんけれども、一番大きいと言われるのは脳卒中、それから、心臓の弁膜等の心筋梗塞ですね、これ等が一番大きいと言われております。あとがんでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私がお尋ねをしましたのは、実はいつか委員会でも言ったかもわかりませんが、最近、高

度医療といたしますか、いろいろ機械検査とかなんかがふえて、非常にちょっとしたことで検査、検査で高額な状態になるというような病院があるというようなことで、これは鹿島市じゃありません。はっきり申し上げますと、武雄の市民病院がああいう形で病院に変わりましたが、鹿島からどれくらい救急車が入っているかわかりませんが、救急車が受け入れがしやすいということで受け入れられて、こっちではちょっと検査したらすぐ帰れるようなものも、1週間ぐらい入って検査などが次々に行われて、非常に高額なお金を払わなくちゃいけない状況があるという実態を数件私も聞きましたので、鹿島市からもそういう受け入れは多くあっているのかというようなことがちょっと心配になりましたのでお尋ねをいたしますが、実態としてどうですか。やっぱりこっちの受け入れが難しいということで、武雄の病院のほうにも余計入っているという事例がありますか。

○議長（橋爪 敏君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

やはり鹿島だけでどうしてもできないようなものは、佐賀大学医学部附属病院のほうに行かれる例も多くありますし、当然もっと重症のがん対策になりますと、やはり専門の病院がございます。また、脊椎関係では北九州とか、あそこの脊椎専門病院、そういうふう専門を求めて、どうしても治療を受けなければならないという人が絶対ないとは私どもも言えませんし、それがどのくらいあるかということは、ちょっと私どものほうでは、救急の場合は当然救急車が出動いたしますでしょうから、把握はできるとは思うんでしょうけれども、私どものほうで細かいところまで、どこの病院で何を治療されているということまではちょっと把握はできておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

医療費の問題は非常に大きな問題になって、必要な分は、確かにそれだけのことをかけなくちゃいけないと思いますが、最近、聞くことで、そこまでしなくちゃいけないだろうかなというような対応がされているという様子を聞いています。いつかも言いましたが、例えば、マムシにかまれて、この辺では血清をしてちょっとおったら帰宅できるというような状況なはずですが、1週間か10日おって、いろいろ検査をされて帰されて、非常に高いお金を取られたというような、そういうことも聞いているわけですよね。だから、大きな病院で設備をよくすれば、それだけの収入が必要ですから、より以上なことをしようとする気持ちはわかりますが、そのことによってやっぱり負担がそれぞれふえるということになりますと大変ですから、その辺は私たちはわかりませんじゃなくて、実態をつかめる分はつかみながら、対

応できる分はやっぱりしていったほうがいいんじゃないかと思います。

このことは、ひいては医療費が高くなったということで国保税にも関連をしてくる問題になりますので、私はその辺を心配して申し上げておりますので、ぜひそういうところまでつかんでいただきたいということをお願いして、答弁は要りません。

終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 平成22年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9. 議案第16号 平成22年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第16号、議案書は22ページでございますが、お手元の補正予算書により御説明いたします。

平成22年度の鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）でございます。

老人保健特別会計につきましては、平成20年度に後期高齢者医療の導入により、事業の精算をずっと行っているものでございます。2年間が時効の範囲ということになりますので、大体本年度で特別会計を終わらしまして、その後、事故によるいろんな——事故と申しますか、請求の事故によるものがありますので、次年度からは一般会計で取り扱わせていただくものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から2,040千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ2,185千円といたすものでございます。

2ページをお開きください。

2ページは、今回の補正の歳入の集計表でございます。

3ページは、今回の補正の歳出の集計表となっております。

4ページと5ページは事項別明細書となっておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

6ページをごらんください。

これより補正予算の内容について御説明いたします。

まず、歳入でございます。

1款. 支払基金交付金、1項. 支払基金交付金でございます。1目の医療費交付金は852千円の減額でございます。診療費の決算見込みによる減額でございます。

7ページをお開きください。

2款. 国庫支出金、1項の国庫負担金でございます。1目の医療費負担金でございますが、現年分は確定見込みでございます。過年度分は確定ということでございます。確定による減額となっております。

8ページでございます。

3款. 県支出金、1項. 県負担金でございます。1目の県負担金でございますが、現年度の診療費等の確定見込みによる減額でございます。

9ページをお開きください。

9ページは4款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金でございます。1目の一般会計繰入金でございますが、診療費や事務費等の確定見込みによる増減を行い、一般会計繰入金の確定を行ったものでございます。

10ページをごらんください。

6款. 諸収入、3項. 雑入でございます。1目の第三者納付金は過年度の決算見込みによる減でございます。

2目の返納金は過年度の返還金の増額でございます。

3目は雑入でございます。3目. 雑入は過誤調整返還金の増でございます。

11ページをお開きください。

11ページからは歳出でございます。

1款. 総務費、1項. 総務管理費でございます。1目. 一般会計管理費でございますが、共同電算処理手数料、求償事務共同処理手数料の執行見込みによる減額でございます。

12ページでございます。

12ページは2款. 医療諸費、1項. 医療諸費でございます。1目の医療給付費ございま

すが、これは執行見込みによる増減の調整を行っております。

2目の医療費支給費と3目の高額医療費でございますが、ともに財源の組み替えを行ったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 平成22年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第10、議案第17号 平成22年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第17号、議案書は23ページでございますが、お手元に配付の補正予算書で御説明をさせていただきます。予算書のほうをごらんください。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から12,921千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ344,856千円といたすものでございます。

今回の補正の概要は、全体的な補助金等を確定してまいりましたので、決算に近い形での決算見込みによる増減を行ったものでございます。

2ページをお開きください。

2ページは、今回、補正の歳入集計表でございます。

3ページをごらんください。

今回、補正の歳出の集計表でございます。

4ページと5ページは事項別明細書となっておりますので、ちょうどごらんいただければと思います。

6ページから歳入でございます。

6ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

1款．後期高齢者医療保険料、1項．後期高齢者医療保険料、1目の特別徴収保険料でございます。これは、保険料の調定確定見込みによる38,752千円の減額でございます。

2目の普通徴収保険料は、保険料の調定見込みによる29,735千円の増額でございます。

7ページをお開きください。

3款．繰入金、1項の一般会計繰入金でございます。1目の事務費繰入金でございますが、執行見込みによる事務費繰入金2,216千円の減額と広域連合共通経費負担金の3,491千円の減額となっております。

2目．保険基盤安定繰入金でございますが、確定による1,720千円の増額でございます。

8ページをごらんください。

5款．諸収入、4項．雑入でございます。2目．雑入でございますが、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例補助金の増額でございます。

9ページをお開きください。

9ページからは歳出でございます。

1款．総務費、1項．総務管理費でございます。1目の一般管理費でございますが、人件費の執行見込みによる減額を行っております。

10ページをごらんください。

10ページは1款．総務費、2項．徴収費でございます。1目．徴収費は決算見込みによる需用費の減額と市報掲載費用に係る一般会計の繰出金の増額によるものでございます。総額で22千円の減額を行っているものでございます。

11ページをお開きください。

11ページは2款．後期高齢者医療広域連合納付金、1項．後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1目．後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、後期高齢者医療広域連合事務費納付金でございます。執行見込みによる3,491千円の減額でございます。また、後期高齢者医療保険料等納付金も執行見込みによる7,296千円の減額でございます。

12ページ以降は給与費明細書でございます。ごらんいただければと思います。

以上で説明を終わります。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 平成22年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第11. 議案第18号 平成22年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村博之君）

議案第18号 平成22年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書をごらんください。

1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の総額から29,896千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,885,497千円とするものでございます。

内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 平成22年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第12. 議案第19号 平成22年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手讓二君）

議案第19号 平成22年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の決算見込み、事業の確定に伴う経費の補正でございます。

別冊の補正予算書1ページをごらんください。

第2条 鹿島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収入は、1款2項. 営業外収益を8千円減額し、補正後の額を546,277千円といたすものであります。

支出は、1款1項. 営業費用を12,769千円増額し、2項. 営業外費用を2,693千円減額し、補正後の額を479,320千円といたすものであります。

2ページをごらんください。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額に、支出は、1款1項. 建設改良費を325千円増額し、2項. 企業償還金を7,994千円増額し、補正後の額を329,756千円といたすものであります。

なお、8,319千円の増額に伴って、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を1千円減額し4,497千円に、減債積立金を8,320千円増額し33,028千円として補てんいたすものであります。

次に、第4条 予算第8条に定めた職員給与費は1,806千円を増額し、補正後の額を65,891千円といたすものであります。

第5条 他会計からの補助金であります。ダム管理費負担金の精算に伴って、8千円減の7,117千円に改めるものであります。

次の3ページから以降の実施計画変更、資金計画変更、給与費明細書ですが、説明は省略させていただきます。

10ページをごらんください。

予定損益計算書で11ページの下から3行目に載せておりますけど、補正後の当年度純利益は62,368千円を予定いたしております。

次の12ページから14ページは予定貸借対照表ですが、説明は省略させていただきます。

15ページをごらんください。

水道事業会計補正予算（第2号）明細書であります。

まず、収益的収入及び支出の収入ですが、1款2項1目、他会計補助金は8千円の減で、ダム管理費負担金の精算に伴う減額であります。

16ページをごらんください。

次に、支出ですが、1款1項、営業費用は、人件費の確定に伴う給料、手当等、法定福利費の増減で、総係費の負担金は中木庭ダム維持管理費の精算に伴う減であります。退職給与金は、今年度末の退職予定者で、水道事業会計に在籍期間がある職員が3名いることから、11,300千円を増額補正いたすものであります。

2項1目、支払利息及び企業債取扱諸費は、支払利息の確定に伴い、2,700千円を減額いたすものであります。

3目、消費税は、人件費の減額分に係る消費税納付額の増であります。

17ページをごらんください。

次に、資本的支出であります。1款1項1目、事務費は、人件費を325千円増額し9,815千円に、2目、企業債償還金は、元金の確定に伴い、7,994千円を増額し、補正後の額を217,393千円といたすものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 平成22年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第13. 議案第20号 字の区域の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

議案第20号 字の区域の変更について御説明申し上げます。

議案書と議案説明資料で説明をいたしますので、お手元に御準備をお願いします。

まず、議案書の26ページをお願いします。

今回、字の区域の変更の議決をお願いいたしますのは飯田の一本松地区でございます。この地区につきましては、現在、県営中山間地域総合整備事業による圃場整備を実施いたしておりまして、その区画整理工事の関係で、字界となっております里道や水路の形状が変わり、区域を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、議会の議決をお願いいたしますものでございます。

区域を変更する字の名称は、大字飯田字壺本松二ノ角であります。そして、その字に編入する区域を表の右側に掲げております。

議案書はこのまま開いたままで、別冊の議案説明資料25ページをお開きください。議案書とあわせてごらんいただきたいと思っております。

この25ページは、飯田一本松地区の圃場整備の位置図であります。一本松地区の圃場整備事業は、全体面積2.7ヘクタールにつきまして、平成19年から平成24年度までの期間で区画整理をする計画となっております。

26ページをお願いします。

こちらは字界の変更図となります。水色の点線が旧字界で、赤色の線が新字界となります。緑色で塗っている地番と黒く塗っている道路の部分の字界が変更となり、字壺本松三ノ角から字壺本松二ノ角へ編入されることとなります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 字の区域の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。午後3時50分から再開をいたします。

午後3時39分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

お諮りします。議員提案第1号から議員提案第3号までの3議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議員提案第1号から議員提案第3号までの3議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第14 議員提案第1号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第14. 議員提案第1号 鹿島市議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者を代表して提案理由の説明を求めます。12番議員谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

それでは、提案者を代表して、私、谷口良隆のほうから提案を申し上げます。

提案理由の説明を申し上げます。

議員提案第1号 鹿島市議会基本条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、さきの9月定例議会において可決成立し、同年10月1日に施行して今日に至っておりますが、この間の取り組みの一つとして、2月5日に開催いたしました議会報告会において、その条例の内容等について御説明を市民の皆様方にして、その市民の皆様方からの御意見等も賜って、その実効を高めるべく努力をいたしてまいっているところでございます。

その説明会の中におきまして、一部表現の仕方がわかりにくい点、あるいは重複の嫌いがあるような点等、一般市民から見ても専門的見地から見ても、若干訂正の必要について検討

されてはどうかという御指摘が数点にわたって出されました。この件につきましては、我々議会といたしましても、法制上の検討も重ねた上で整備をした条例とはいえ、現実的に運用上も今後異論なり御意見等を持ったままいくというのは正常な姿ではございませんので、そうした御意見等を踏まえて率直に議論いたしてまいりました。議会運営等改革検討会において検討の上、全議員で行います全員協議会で全会一致をもって、次の5点について表現並びに字句の修正をすることを確認いたしましたので、その部分について訂正、条例の改正をいたしたい旨、提案をするものでございます。

訂正箇所、改正箇所について申し上げます。

基本条例第7条第4項中、「議会及び議員の」という字句について削除いたします。

第12条中の「市長」という表現のあるものを「市長等」に改めます。

第17条中、「議員の」という表現を削り、「及び」の次に「政策」を加えます。

第18条第2項中、「議会及び議員の」という表現を削除いたします。

第19条中、「議会及び議員の」という表現を削除し、その後ろに「を向上させ、また議会活動を円滑かつ効率的に行うため、支援体制」を「の向上」に、「議会事務局」を「、議会事務局」に改める。

資料のない方はちょっとわかりにくいかもしれませんが、議員並びに執行部に配付いたしております説明資料を参考に見ていただければ、ただいまの表現は御理解いただけるものと思います。市民の皆さんにはそうした資料の配布があっておりませんので、わかりにくいかもしれませんが、この修正5カ所につきましては、条例の趣旨、あるいは運用面でそのねらいを変更が伴うものではございません。したがって、そうしたわかりにくい表現の部分につきましては、次回の報告会等の折に具体的に御説明を申し上げ、その改正点についての説明をさらに加えてまいりたいと、このように考えております。

以上につきまして提案をいたします。

提出者、鹿島市議会議員、徳村博紀、同じく福井正、同じく水頭喜弘、同じく中西裕司、同じく小池幸照、同じく谷口良隆。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第1号 鹿島市議会基本条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議員提案第1号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議員提案第2号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第15. 議員提案第2号 鹿島市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者を代表して提案理由の説明を求めます。12番議員谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

それでは、議員提案第2号について提案理由の説明を申し上げます。

鹿島市議会条例第19条第1項の傍聴の取り扱いについて改正をするものでございます。

条文は、「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」というふうにならわれております。つまり、議員以外の傍聴者の場合は委員長の許可が必要というのが従来までの本市議会の規則であったわけでございますが、ただいま第1号の提案理由で説明申し上げました、昨年10月1日に施行いたしております鹿島市議会基本条例による第7条第2項において、「議会は、開かれた議会運営に資するため、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする。」と規定をいたしました。したがって、議会基本条例は本市議会の最高規範と位置づけております。そうした関係から、従前の委員長並びに議長の許可を必要とする条文となっておりました従来の条例を改めたいというのが今回の改正のための提案理由説明になっております。

以上、提案理由の説明を終わります。

提出者につきましては、第1号と同様、省略、割愛をさせていただきます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第2号 鹿島市議会委員会条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議員提案第2号は提案のとおり可決されました。

日程第16 議員提案第3号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第16. 議員提案第3号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者を代表して提案理由の説明を求めます。12番議員谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

議員提案第3号の会議規則の一部を改正する提案理由の説明をいたします。

これは、事前に配付いたしておりますお手元の説明資料を御参照いただきたいと思います。3ページでございます。

第1点は、第13条、議案の提出権にかかわるその要件をうたわれた条項が、従来、「2人」以上の賛成者を連署して議長に提出することによって提出要件が整うというふうに規定されておりましたものを、「1人」以上の賛成に改めるものでございます。

次に、第16条につきまして、修正の動議の提出要件の成立要件でございます。この件につきましても、「2人」以上の賛成者とともに連署をして議長に提出しなければならないという規定があったものを、「1人」以上の連署に改めるものでございます。

次に、これは事務的な改正になりますが、第153条が法第100条「第12項」という表現が、これはいわゆる行政用語で条ずれとか項ずれとか言いますが、項がずれるという関係で、第100条「第13項」に改めるという点でございます。

以上、提案理由説明を申し上げ、提案者は先ほどと同様、議会運営委員会の委員の連署によって提案をいたすものでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第3号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議員提案第3号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明8日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時5分 散会